より、そう、ちから。
東北電力

第96回
定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

開催会場

仙台市青葉区本町一丁目７番１号
当社本店

※新型コロナウイルス感染症の影響により，
会場等が変更となる場合があります。
変更となった場合には，当社ホームページ
(https://www.tohoku-epco.co.jp/）等
でお知らせいたします。

【開催会場の変更について】
・開催会場が昨年と異なりますので，お間違えのないようお願いいたします。
【お土産の取止めについて】
・ご出席の株主さまへのお土産はございません。何卒ご理解たまわりますようお願いいたします。
【新型コロナウイルス感染症に係る対応について】
・株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応につきましては，３～４ページをご覧ください。

目次

■ 第96回定時株主総会招集ご通知 …… 1
■ 株主総会参考書類 …… 7
〈会社提案〉
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)11名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第５号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額改定の件
第６号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件
〈株主提案〉
第７号議案　定款一部変更の件(１)
第８号議案　定款一部変更の件(２)
第９号議案　定款一部変更の件(３)
第10号議案　定款一部変更の件(４)
第11号議案　定款一部変更の件(５)
第12号議案　定款一部変更の件(６)
添付書類
■ 事業報告 …… 39
■ 連結計算書類 …… 61
■ 計算書類 …… 63
■ 監査報告書 …… 65

東北電力株式会社
(証券コード 9506)

(証券コード 9506)
2020年６月３日

株 主 各 位

仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東 北 電 力 株 式 会 社
取締役会長　海　輪　　誠

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主のみなさまには，平素より格別のご高配をたまわり，厚く御礼申しあげます。

さて，当社第96回定時株主総会を下記により開催いたしますので，ご案内申しあげます。

なお，当日のご出席に代えて，郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧いただき，**2020年６月24日（水曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますよう**お願い申しあげます。

敬　具

○当日ご出席の場合は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また，当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

記

1．日　　時	2020年6月25日（木曜日）午前10時
2．場　　所	仙台市青葉区本町一丁目７番１号　当社本店 ※新型コロナウイルス感染症の影響により，会場等が変更となる場合があります。変更となった場合には，当社ホームページ（https://www.tohoku-epco.co.jp/）等でお知らせいたします。
3．目 的 事 項	**報告事項**　１．2019年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで） 事業報告，連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．2019年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで） 計算書類報告の件 **決議事項**　**〈会社提案（第１号議案から第６号議案まで）〉** 第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)11名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役3名選任の件 第５号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額改定の件 第６号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件 **〈株主提案（第７号議案から第12号議案まで）〉** 第７号議案　定款一部変更の件（１） 第８号議案　定款一部変更の件（２） 第９号議案　定款一部変更の件（３） 第10号議案　定款一部変更の件（４） 第11号議案　定款一部変更の件（５） 第12号議案　定款一部変更の件（６） 上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」（７頁から38頁）に記載のとおりであります。
4．招集にあたってのその他決定事項	⑴　議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。 ⑵　インターネットにより，複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

○次の事項につきましては，法令および定款第14条の規定に基づき，当社ホームページ（https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/）に掲載させていただいておりますので，本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。これらの事項は，本招集ご通知の添付書類とともに，監査等委員会が監査報告を，会計監査人が会計監査報告を作成するに際しての監査対象となっております。
・事業報告の「新株予約権に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況」
・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
○株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には，当社ホームページ（https://www.tohoku-epco.co.jp/）に掲載させていただきます。

▶P.1 招集ご通知
▶P.7 株主総会参考書類
▶P.39 事業報告
▶P.61 連結計算書類
▶P.63 計算書類
▶P.65 監査報告書

当社定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

株主さまへのお願い

・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ，本年は，健康状態に関わらず，ご来場を見合わせることもご検討ください。特に，ご高齢の方，基礎疾患のある方，妊娠されている方，体調のすぐれない方は，慎重なご判断をお願いいたします。
・株主さまのお座席は間隔を空けて配置するため，ご用意できるお座席に限りがあります。このため，株主さまのご入場をお控えいただく場合がありますので，あらかじめご了承ください。
・本株主総会の議決権行使は，ご出席いただく方法のほか，郵送またはインターネット等により行使することができますので，是非ご利用をご検討ください。
・また，株主総会の模様をインターネットでご視聴いただくこともできますので，是非ご利用をご検討ください。（ご視聴の方法は，後記「株主総会インターネット視聴の方法」をご参照ください。）

ご来場される株主さまへのお願いとご案内

・受付にて検温をさせていただき，その結果37.5℃以上の発熱がある方や体調不良と見受けられる方はご入場をお控えいただきますので，あらかじめご了承ください。
・会場では，マスクのご着用とアルコール消毒液のご使用をお願いいたします。また，運営スタッフはマスクを着用して応対させていただきます。
・株主総会の議事は，例年よりも時間を短縮して行う予定としておりますので，ご理解ご協力をお願いいたします。

今後の状況変化により，株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には，当社ホームページにてお知らせいたします。

株主総会インターネット視聴の方法

1．配信日時

2020年６月25日（木曜日）　午前10時から株主総会終了まで

※株主総会終了後のご視聴はできません。

※やむを得ない事情により配信を実施できなくなる場合がございます。

2．視聴ページへのログイン

⑴ 視聴ＵＲＬを入力いただくか，スマートフォン等で「ＱＲコード」を読み取ってください。

（視聴ＵＲＬ）：https://www.virtual-sr.jp/users/tohoku-epco/login.aspx

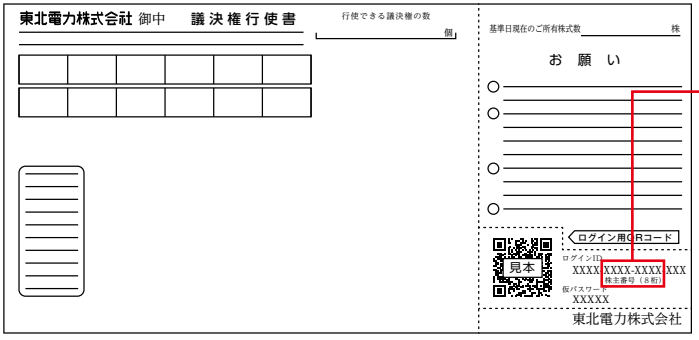
（QRコード）

⑵ 株主さま認証画面（ログイン画面）で，「株主ＩＤ」と「パスワード」を入力してください。

株 主 Ｉ Ｄ	議決権行使書用紙に記載の「**株主番号**」（ハイフン除く８桁）
パスワード	ご登録住所の「**郵便番号**」（ハイフン除く７桁）

（ご注意）「株主番号」は議決権行使書用紙の「お願い」に記載しておりますので，
株主総会当日まで大切に保管ください。

※「株主番号」の記載位置について



※事前の視聴テストについて（６月22日（月）以降）
事前に視聴ＵＲＬにアクセスいただくことにより，株主さまの視聴環境を確認することができますので，ご視聴を予定されている方は，事前に確認をお願いいたします。

［インターネット視聴に係るご留意事項］

・インターネットによりご視聴いただいた場合は，株主総会への「出席」とは取り扱いません。
・インターネット視聴では，ご質問，議決権行使，動議を行うことはできません。議決権行使は，郵送・インターネット等により招集ご通知に記載の行使期限までにお願いいたします。
・ご使用の機器やインターネットの接続環境により，映像や音声に不具合が生じる場合がございますので，あらかじめご了承ください。
・ご視聴に係る通信料金等は，株主さまのご負担となります。
・当日の会場撮影は，株主さまのプライバシーに配慮し，議長席および役員席付近のみとしますが，やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので，あらかじめご了承ください。

以　上

【インターネット視聴に関するお問い合せ先】（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）

［６月25日（株主総会当日）］
０１２０－２６２－５４５（午前９時から株主総会終了まで）
［６月24日まで］
０１２０－２３２－７１１（平日 午前９時から午後５時まで）
※配信環境等インターネット視聴に関する技術的なお問い合せは，上記ＵＲＬのウェブサイト内で別途ご案内します。

【議決権行使のご案内】

株主総会にご出席される場合



○同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時　2020年6月25日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合

郵　送



○同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示のうえ，ご送付ください。

行使期限　2020年6月24日（水曜日）午後5時到着分まで

インターネット等



○パソコン，スマートフォンまたは携帯電話から**議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）**にアクセスしていただき，画面の案内にしたがって，各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限　2020年6月24日（水曜日）午後5時まで

詳細は以下の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

「インターネット等による議決権行使のご案内」

インターネットによる議決権行使は，パソコン，スマートフォンまたは携帯電話から，当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによって実施可能です。（ただし，毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

ご注意事項

○複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
⑴郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
⑵インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

○パソコン，スマートフォンまたは携帯電話のインターネット利用環境によっては，議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

○議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金，パケット通信料，その他携帯電話等利用による料金等）は株主さまのご負担となりますので，ご了承ください。

QR コードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

議決権行使書用紙に記載のログインID，仮パスワードを入力することなく，議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載された「QRコード」を読み取ってください。



2 以降は，画面の案内にしたがって，各議案に対する賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限り実施可能です。2回目以降は，右記「ログインID･仮パスワードを入力する方法」にしたがってログインしてください。

ログイン ID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し，ログインしてください。



❶「ログインID・仮パスワード」を入力
❷「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録してください。



❸仮パスワードを「現在のパスワード入力欄」に入力し，新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」に入力
❹「送信」をクリック

4 以降は，画面の案内にしたがって，各議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合せ（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部

0120－173－027（通話料無料／受付時間 午前９時から午後９時まで）

＜議決権電子行使プラットフォームについて＞
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては，株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には，当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案〉

第１号議案から第６号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案（会社提案）　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては，次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は，配当につきましては，安定的な配当を行うことを基本に，当年度の業績や中長期的な収支見通しなどを総合的に勘案し決定することを基本的な方針としております。

当年度の業績につきましては，電力小売全面自由化に伴う競争激化による販売電力量（小売）の減少や台風19号による被害設備の復旧に要する費用の計上などがあったものの，東北６県および新潟県以外への販売電力量（卸売）の増加や能代火力発電所第３号機の運転開始による燃料費改善効果，企業グループ一体となった生産性・効率性のさらなる向上に努めたことなどに加えて，燃料費調整制度のタイムラグ影響が利益を大きく押し上げたことから，一定の利益水準を確保することができました。

また，当社は，「東北電力グループ中長期ビジョン」で掲げた「東北発の新たな時代のスマート社会の実現に貢献し，社会の持続的発展とともに成長する企業グループ」の実現に向け，東北電力グループの基盤事業である「電力供給事業」の構造改革を進めることにより，競争力を徹底的に強化していくとともに，社会課題を解決し，地域に住む方々が快適・安全・安心に暮らすことができる社会を実現する「スマート社会実現事業」を成長事業と位置づけ，ビジネスモデルの転換に果敢に挑戦することとしております。

このような状況を総合的に勘案し，2019年度の期末配当金につきましては，１株につき20円といたしたいと存じます。

なお，中間配当金20円とあわせた当年度の年間配当金は，１株につき40円となります。

１．配当財産の種類

金銭

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金20円　　総額　9,986,994,980円

３．剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月26日

第２号議案（会社提案）定款一部変更の件

１．変更の理由

当社企業グループは，「東北発の新たな時代のスマート社会の実現に貢献し，社会の持続的発展とともに成長する企業グループ」を2030年代のありたい姿とする「東北電力グループ中長期ビジョン」を策定しました。当社企業グループは，基盤事業の「電力供給事業」の構造改革を通じた徹底的な競争力強化により安定的に収益を確保するとともに，成長事業の「スマート社会実現事業」などに挑戦し，経営資源を戦略的に投入していくことで，自らのビジネスモデルを大きく転換し，社会の持続的発展と自らの成長の両立を目指してまいります。

こうした新たな事業展開などに備えるため，第2条（目的）を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は，次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（目　　的） 第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。 ⑴　電気事業 ⑵　電気機械器具の製造，販売及び賃貸 ⑶　冷水，温水，蒸気等の熱供給事業 ⑷　ガス供給事業 ⑸　情報処理及び電気通信事業 ⑹　不動産の売買，賃貸借及び管理 ⑺　土木及び建築工事並びにこれらに関連する調査，企画，測量，設計，保守及び監理 ⑻　前各号並びに環境に関するエンジニアリング，コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 ⑼　前各号に附帯関連する事業	（目　　的） 第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。 ⑴　電気事業 ⑵　分散型エネルギー資源等を活用したエネルギーサービス ⑶　エネルギー関連の設備及び機械器具の製造，販売，リース，設置，運転及び保守 ⑷　冷水，温水，蒸気等の熱供給事業 ⑸　ガス事業 ⑹　情報処理，情報提供サービス及び電気通信事業 ⑺　不動産の売買，賃貸借及び管理 ⑻　土木及び建築工事並びにこれらに関連する調査，企画，測量，設計，保守及び監理 ⑼　コミュニティサポート事業 ⑽　廃棄物の処理及び再生利用 ⑾　前各号並びに環境に関するエンジニアリング，コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 ⑿　前各号に附帯関連する事業

第３号議案（会社提案）　取締役（監査等委員であるものを除く。）11名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)12名全員は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので,取締役(監査等委員であるものを除く。)11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては，客観性・適時性・透明性を確保する観点から，構成員の過半数を独立社外取締役が占める指名・報酬諮問委員会において審議しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社の役職等	取締役会への出席状況
1	海輪　誠（かいわ　まこと）　再任　男性	取締役会長	12／12回（100%）
2	樋口　康二郎（ひぐち　こうじろう）　再任　男性	取締役社長　社長執行役員	12／12回（100%）
3	岡信　愼一（おかのぶ　しんいち）　再任　男性	取締役副社長　副社長執行役員	12／12回（100%）
4	増子　次郎（ますこ　じろう）　再任　男性	取締役副社長　副社長執行役員	12／12回（100%）
5	山本　俊二（やまもと　しゅんじ）　再任　男性	取締役副社長　副社長執行役員	12／12回（100%）
6	阿部　俊徳（あべ　としのり）　再任　男性	取締役常務執行役員	12／12回（100%）
7	八代　浩久（やしろ　ひろひさ）　再任　男性	取締役常務執行役員	10／10回（100%）
8	伊東　裕彦（いとう　ひろひこ）　再任　男性	取締役常務執行役員	10／10回（100%）
9	近藤　史朗（こんどう　しろう）　再任　男性　独立社外取締役候補者	社外取締役	12／12回（100%）
10	上條　努（かみじょう　つとむ）　再任　男性　独立社外取締役候補者	社外取締役	12／12回（100%）
11	川野邊　修（かわのべ　おさむ）　新任　男性　独立社外取締役候補者	―	―

（注）１．各候補者の当社の役職等は，本定時株主総会時のものです。
２．各候補者と当社との間には，特別の利害関係はありません。
３．候補者八代浩久および同伊東裕彦の取締役会への出席状況は，2019年６月26日以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号 1

海輪（かいわ） 誠（まこと）

1949年９月25日生	所有する当社の株式数 16,500株	取締役会への出席状況 12／12回（100%）



再　任

男　性

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

1973年４月　東北電力株式会社入社
2005年６月　同社取締役企画部長
2007年６月　同社上席執行役員新潟支店長
2009年６月　同社取締役副社長 IR担当
2010年６月　同社取締役社長
2015年６月　同社取締役会長（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
一般社団法人東北経済連合会会長
株式会社ゆうちょ銀行社外取締役

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，企画部門を中心とした業務経験を有し，取締役企画部長や上席執行役員新潟支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。2009年６月から取締役副社長を，2010年６月から取締役社長を，また2015年６月から取締役会長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

樋口（ひぐち） 康二郎（こうじろう）

1957年10月26日生	所有する当社の株式数 7,300株	取締役会への出席状況 12／12回（100%）



再　任

男　性

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

1981年４月　東北電力株式会社入社
2011年６月　同社原町火力発電所長
2013年６月　同社執行役員 火力原子力本部火力部長
2016年６月　同社常務取締役 火力原子力本部副本部長
2018年４月　同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長代理
原子力本部副本部長
2019年６月　同社取締役副社長 副社長執行役員 CSR担当 コンプライアンス推進担当
原子力本部長代理
2020年４月　同社取締役社長 社長執行役員（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，火力部門を中心とした業務経験を有し，原町火力発電所長や執行役員火力部長を務めるなど，業務全般に精通しております。2016年６月から常務取締役を，2018年４月から取締役 常務執行役員を，2019年６月から取締役副社長 副社長執行役員を，また2020年４月から取締役社長 社長執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

岡信　慎一（おかのぶ　しんいち）

1957年２月16日生	所有する当社の株式数 19,500株	取締役会への出席状況 12／12回（100%）



再　任

男　性

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

1979年４月	東北電力株式会社入社
2011年６月	同社グループ事業推進部長
2012年６月	同社執行役員企画部長
2013年６月	同社常務取締役企画部長
2014年６月	同社常務取締役企画部長 支店統轄
2015年６月	同社取締役副社長 CSR担当 IR担当
2017年６月	同社取締役副社長 CSR担当 IR担当 IoTイノベーション担当
2018年４月	同社取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 CSR担当 IR担当 IoTイノベーション担当
2019年６月	同社取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 IR担当 デジタルイノベーション担当
2020年４月	同社取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 CSR担当 IR担当 デジタルイノベーション担当（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，企画部門を中心とした業務経験を有し，グループ事業推進部長や執行役員企画部長を務めるなど，業務全般に精通しております。2013年６月から常務取締役を，2015年６月から取締役副社長を，また2018年４月から取締役副社長 副社長執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

増子　次郎（ますこ　じろう）

1955年７月７日生	所有する当社の株式数 13,502株	取締役会への出席状況 12／12回（100%）



再　任

男　性

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

1980年４月	東北電力株式会社入社
2011年６月	同社執行役員青森支店長
2014年６月	同社執行役員 火力原子力本部原子力部長
2015年６月	同社常務取締役 火力原子力本部副本部長 火力原子力本部原子力部長
2016年６月	同社常務取締役 火力原子力本部副本部長
2018年４月	同社取締役副社長 副社長執行役員 原子力本部長 QMS管理責任者（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕
株式会社ユアテック取締役（2020年６月24日就任予定）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，原子力部門を中心とした業務経験を有し，執行役員青森支店長や執行役員原子力部長を務めるなど，業務全般に精通しております。2015年６月から常務取締役を，2018年４月から取締役副社長 副社長執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

山本 俊二（やまもと しゅんじ）

1956年12月19日生	所有する当社の株式数 11,500株	取締役会への出席状況 12／12回（100%）



再 任

男 性

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

1979年４月　東北電力株式会社入社
2010年６月　同社執行役員経理部長
2011年６月　同社執行役員山形支店長
2013年６月　同社常務取締役
2015年６月　同社常務取締役 支店統轄
2017年７月　同社常務取締役 ビジネスサポート本部長 支店統轄
2018年４月　同社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部長 原子力本部副本部長
2020年４月　同社取締役副社長 副社長執行役員 コンプライアンス推進担当
ビジネスサポート本部長（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕
株式会社ユアテック監査役

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，経理部門を中心とした業務経験を有し，執行役員経理部長や執行役員山形支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。2013年６月から常務取締役を，2018年４月から取締役 常務執行役員を，また2020年４月から取締役副社長 副社長執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

阿部 俊徳（あべ としのり）

1957年10月28日生	所有する当社の株式数 12,200株	取締役会への出席状況 12／12回（100%）



再 任

男 性

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

1981年４月　東北電力株式会社入社
2011年６月　同社人財部長
2014年６月　同社執行役員東京支社長
2017年６月　同社常務取締役 お客さま本部長
2018年４月　同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，人財部門を中心とした業務経験を有し，人財部長や執行役員東京支社長を務めるなど，業務全般に精通しております。2017年６月から常務取締役を，2018年４月から取締役 常務執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 7

八代（やしろ） 浩久（ひろひさ）

1957年10月21日生	所有する当社の株式数	取締役会への出席状況
	4,615株	10／10回（100%）



再　任

男　性

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

1980年４月　東北電力株式会社入社
2012年６月　同社企画部部長
2013年６月　同社秘書室秘書役
2014年６月　同社執行役員待遇電気事業連合会
2018年６月　同社常務執行役員 コーポレート担当
2019年６月　同社取締役 常務執行役員 コーポレート担当 原子力本部副本部長
　　支店統轄（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，企画部門を中心とした業務経験を有し，企画部部長や常務執行役員を務めるなど，業務全般に精通しております。2019年６月から取締役 常務執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 8

伊東（いとう） 裕彦（ひろひこ）

1959年３月10日生	所有する当社の株式数	取締役会への出席状況
	2,200株	10／10回（100%）



再　任

男　性

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

1982年４月　東北電力株式会社入社
2014年６月　同社お客さま本部副本部長兼お客さま本部お客さま提案部長
2016年６月　同社執行役員 お客さま本部副本部長 お客さま本部営業部長
2018年４月　同社常務執行役員 発電・販売カンパニー副カンパニー長
　　発電・販売カンパニー営業部長
2018年６月　同社常務執行役員 発電・販売カンパニー副カンパニー長
2019年６月　同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長代理（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，営業部門を中心とした業務経験を有し，執行役員営業部長や常務執行役員を務めるなど，業務全般に精通しております。2019年６月から取締役 常務執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 9

近藤（こんどう） 史朗（しろう）

1949年10月７日生	所有する当社の株式数	取締役会への出席状況
	12,300株	12／12回（100%）



再　任
男　性
独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

2007年４月　株式会社リコー代表取締役社長執行役員
2013年４月　同社代表取締役会長執行役員
2016年４月　同社代表取締役会長
2016年６月　東北電力株式会社取締役（現在にいたる）
2017年４月　株式会社リコー取締役会長
2018年６月　同社取締役会長退任

【 社外取締役候補者とした理由 】

近藤氏は，株式会社リコーの代表取締役会長などを歴任し，光学機器や事務用機器等を製造する企業の経営に携わってきた経験を有するなど，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため，社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者近藤史朗は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．当社は，候補者近藤史朗が過去に代表取締役会長を務めていた株式会社リコーとの間に電力供給の取引がありますが，その年間取引額は，当社および同社の連結売上高の0.1％未満であります。
３．候補者近藤史朗は，現に当社の社外取締役であり，その就任してからの年数は，本総会終結の時をもって４年であります。
４．当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者近藤史朗との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 10 **上條 努**（かみじょう つとむ）

1954年１月６日生	所有する当社の株式数 3,200株	取締役会への出席状況 12／12回（100%）



再　任
男　性
独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

2011年３月　サッポロホールディングス株式会社代表取締役社長兼グループCEO
2011年３月　サッポロ飲料株式会社（現ポッカサッポロフード＆ビバレッジ株式会社）代表取締役社長
2012年３月　同社代表取締役社長退任
2017年１月　サッポロホールディングス株式会社代表取締役会長
2017年６月　田辺三菱製薬株式会社社外取締役（2020年６月19日退任予定）
2017年６月　株式会社帝国ホテル社外取締役（現在にいたる）
2018年６月　東北電力株式会社取締役（現在にいたる）
2019年３月　サッポロホールディングス株式会社取締役会長
2020年３月　同社特別顧問（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社帝国ホテル社外取締役

【 社外取締役候補者とした理由 】

上條氏は，サッポロホールディングス株式会社の代表取締役会長などを歴任し，飲料や食品等を製造・販売する企業の経営に携わってきた経験を有するなど，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため，社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者上條努は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．当社は，候補者上條努が過去に代表取締役社長を務めていたサッポロ飲料株式会社（現ポッカサッポロフード＆ビバレッジ株式会社）との間に電力供給の取引がありますが，その年間取引額は，当社の連結売上高および同社の売上高の0.1％未満であります。
３．候補者上條努は，現に当社の社外取締役であり，その就任してからの年数は，本総会終結の時をもって２年であります。
４．当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者上條努との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 11

川野邊 修（かわのべ おさむ）

1954年６月６日生	所有する当社の株式数 0株	取締役会への出席状況 ー



新　任

男　性

独立社外取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

2014年６月　東日本旅客鉄道株式会社常務取締役鉄道事業本部長
2016年６月　同社代表取締役副社長社長補佐（全般），鉄道事業本部長
2019年６月　同社代表取締役副社長退任
2019年６月　JR東日本メカトロニクス株式会社代表取締役社長（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
JR東日本メカトロニクス株式会社代表取締役社長

【 社外取締役候補者とした理由 】

川野邊氏は，JR東日本メカトロニクス株式会社の代表取締役社長であり，また，東日本旅客鉄道株式会社の代表取締役副社長などを歴任し，公益事業の経営に携わってきた経験を有するなど，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため，社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者川野邊修は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．当社は，候補者川野邊修が過去に代表取締役副社長を務めていた東日本旅客鉄道株式会社との間に電力供給等の取引がありますが，その年間取引額は，当社の連結売上高の２％未満，同社の連結売上高の１％未満であります。
また，当社は，同氏が代表取締役社長を務めるJR東日本メカトロニクス株式会社との間に電力供給の取引がありますが，その年間取引額は，当社の連結売上高および同社の売上高の0.1％未満であります。
３．当社は，候補者川野邊修の社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，会社法第427条第１項の規定により，同氏との間で，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額といたします。

第４号議案（会社提案）　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役加藤公樹氏，同宇野郁夫氏および同馬場千晴氏は，本総会終結の時をもって任期満了となりますので，監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては，客観性・適時性・透明性を確保する観点から，構成員の過半数を独立社外取締役が占める指名・報酬諮問委員会において審議しております。また，本議案につきましては，監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社の役職等	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	加藤（かとう） 公樹（こうき）　再任　男性	取締役監査等委員	12／12回（100%）	12／12回（100%）
2	馬場（ばば） 千晴（ちはる）　再任　男性　独立社外取締役候補者	社外取締役監査等委員	12／12回（100%）	12／12回（100%）
3	小林（こばやし） 一生（かずお）　新任　男性　独立社外取締役候補者	―	―	―

（注）１．各候補者の当社の役職等は，本定時株主総会時のものです。
　　２．各候補者と当社との間には，特別の利害関係はありません。

（ご参考）

第４号議案が原案のとおり承認可決されますと，監査等委員会の構成は次のとおりとなります。

氏　名	当社の役職等
加藤（かとう） 公樹（こうき）　再任　男性	取締役監査等委員
馬場（ばば） 千晴（ちはる）　再任　男性　独立社外取締役	社外取締役監査等委員
宮原（みやはら） 育子（いくこ）　現任　女性　独立社外取締役	社外取締役監査等委員
小林（こばやし） 一生（かずお）　新任　男性　独立社外取締役	社外取締役監査等委員

候補者番号 1

加藤（かとう） 公樹（こうき）

1954年３月９日生	所有する当社の株式数 21,500株	取締役会への出席状況 12／12回（100%） 監査等委員会への出席状況 12／12回（100%）



再　任
男　性

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

1976年４月　東北電力株式会社入社
2009年６月　同社執行役員青森支店長
2011年６月　同社取締役企画部長
2012年６月　同社常任監査役
2018年６月　同社取締役 監査等委員（現在にいたる）

【 監査等委員である取締役候補者とした理由 】

入社以来，企画部門を中心とした業務経験を有し，執行役員青森支店長や取締役企画部長を務めるなど，業務全般に精通しております。2012年６月から監査役を，2018年６月から取締役 監査等委員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般・監査全般に関する知見を有していることから，監査等委員である取締役候補者といたしました。

（注）　当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者加藤公樹との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の監査等委員である取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 2

馬場　千晴（ばば　ちはる）

1950年11月15日生	所有する当社の株式数 4,100株	取締役会への出席状況 12／12回（100%） 監査等委員会への出席状況 12／12回（100%）



再　任
男　性
独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

2005年４月　みずほ信託銀行株式会社代表取締役副社長
2007年４月　同社取締役
2007年６月　同社取締役退任
2007年６月　株式会社ジャパンエナジー（現JXTGエネルギー株式会社）監査役（常勤）
2010年７月　JX日鉱日石エネルギー株式会社（現JXTGエネルギー株式会社）監査役（常勤）
2012年６月　同社監査役（常勤）退任
2012年６月　JX日鉱日石金属株式会社（現JX金属株式会社）監査役（常勤）
2014年６月　同社顧問
2015年６月　同社顧問退任
2015年６月　東北電力株式会社監査役
2015年６月　株式会社埼玉りそな銀行社外取締役
2017年６月　同社社外取締役退任
2017年６月　株式会社りそなホールディングス社外取締役（現在にいたる）
2018年６月　株式会社ミライト・ホールディングス社外取締役（現在にいたる）
2018年６月　東北電力株式会社取締役 監査等委員（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社りそなホールディングス社外取締役
株式会社ミライト・ホールディングス社外取締役

【 監査等委員である社外取締役候補者とした理由 】
馬場氏は，みずほ信託銀行株式会社の代表取締役副社長などを歴任し，財務および会計に関する相当程度の知見を有しているほか，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見をもって，客観的・中立的な監査・監督にあたっていただけるものとして，監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者馬場千晴は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．当社は，候補者馬場千晴が過去に代表取締役副社長を務めていたみずほ信託銀行株式会社との間に電力供給等の取引がありますが，その年間取引額は，当社および同社の連結売上高の0.1％未満であります。また，当社は，同社との間に資金借入の取引がありますが，その借入額は，当社の連結総資産の２％未満であります。
３．候補者馬場千晴は，現に当社の監査等委員である社外取締役であり，その就任してからの年数は，本総会終結の時をもって２年であります。なお，同氏は，監査等委員である社外取締役就任前に，社外監査役として３年在任しております。
４．当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者馬場千晴との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の監査等委員である社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 3

小林 一生（こばやし かずお）

1955年12月８日生	所有する当社の株式数 0株	取締役会への出席状況 ー 監査等委員会への出席状況 ー



新　任
男　性
独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

2012年３月　日本生命保険相互会社取締役専務執行役員
2015年６月　株式会社百十四銀行社外監査役
2016年３月　日本生命保険相互会社代表取締役副社長執行役員
2017年６月　株式会社百十四銀行社外取締役 監査等委員
2019年３月　日本生命保険相互会社取締役審議役（監査部）
2019年６月　株式会社百十四銀行社外取締役 監査等委員退任
2019年６月　ニッセイ情報テクノロジー株式会社監査役（非常勤）（現在にいたる）
2019年６月　はなさく生命保険株式会社監査役（非常勤）（現在にいたる）
2019年６月　ニッセイアセットマネジメント株式会社監査役（非常勤）（現在にいたる）
2019年７月　日本生命保険相互会社常任監査役（常勤）（現在にいたる）

【 監査等委員である社外取締役候補者とした理由 】

小林氏は，日本生命保険相互会社の常任監査役であり，財務および会計に関する相当程度の知見を有しているほか，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見をもって，客観的・中立的な監査・監督にあたっていただけるものとして，監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者小林一生は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．当社は，候補者小林一生が過去に代表取締役副社長を務め，現在は常任監査役（常勤）を務める日本生命保険相互会社との間に電力供給等の取引がありますが，その年間取引額は，当社の連結売上高および同社の連結保険料等収入の0.1％未満であります。また，当社は，同社との間に資金借入の取引がありますが，その借入額は，当社の連結総資産の３％未満であります。
３．当社は，候補者小林一生の監査等委員である社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，会社法第427条第１項の規定により，同氏との間で，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額といたします。

《第３号議案および第４号議案に関するご参考事項》

第３号議案および第４号議案でご提案しております各候補者については，以下の方針および基準により，選定しております。

１．取締役候補者指名の方針

・取締役候補者の選定に当たり，複数の独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において審議し，客観性・適時性・透明性を確保する。
・社内取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は，「東北電力グループ中長期ビジョン」の実現に向けて，専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえた技術的な専門性や豊富な業務経験，電気事業の経営全般に関する知見，ならびに新たな事業分野に関する知見など，専門分野等のバランスを考慮して，各分野に精通した者の中から選定する。
・社外取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は，企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に，取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができるかどうかを重視して選定する。
・監査等委員である取締役候補者は，経験や識見を活かし監査等委員としての職務を適正に遂行し，取締役の職務執行の監査・監督ができるかどうかを重視して選定する。このほか，監査等委員である社外取締役候補者は，客観的かつ中立的な監査・監督ができるかどうかも重視して選定する。
・社外取締役候補者の独立性の有無は，当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし，判断する。

２．社外取締役の独立性判断基準

当社は，社外取締役の独立性について，当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し，以下の要件により独立性を判断する。社外取締役の選任に当たっては，当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに，社外取締役としての役割・責務を十分認識し，企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に，取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図れるかどうかを重視する。また，監査等委員である社外取締役の選任に当たっては監査等委員である取締役としての役割・責務を十分認識し，豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査・監督を実施できるかどうかを重視する。

【当社における社外取締役の独立性判断要件】

当社は，原則として，以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外取締役とする。

①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
②当社の主要な取引先またはその業務執行者
③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント，会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人，組合等の団体である場合は，当該団体に所属する者をいう。）
④最近において，①から③までのいずれかに該当していた者
⑤次のａからｄまでのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者
ａ．上記①から④までのいずれかに該当する者
ｂ．当社の子会社の業務執行者
ｃ．当社の子会社の業務執行者でない取締役
ｄ．最近において上記ｂ，ｃまたは当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立社外取締役として指定する場合にあっては，業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

第５号議案（会社提案）取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の「月額報酬」につきましては，2018年６月27日開催の第94回定時株主総会におきまして，月額43百万円以内（うち社外取締役分は５百万円以内）としてご承認いただき現在にいたっておりますが，経営環境の変化に応じて，業績との連動性をより高めるなど，今後の機動的な報酬政策を可能とするため，現行の月額による定めを年額による定めに改め，現行の月額による上限額の年間総額と同額である年額516百万円以内（うち社外取締役分は60百万円以内）に改定をお願いいたしたいと存じます。

本議案および第６号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件」を原案どおりご承認いただいた場合，今後の当社の取締役の報酬体系は，「固定報酬」，「短期業績連動報酬」および「中長期業績連動報酬」により構成されることとなります。本議案は，このうち「固定報酬」および「短期業績連動報酬」の報酬枠をお諮りするものであり，「中長期業績連動報酬」につきましては，第６号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件」としてお諮りいたします報酬枠に基づいて支給することを予定しております。なお，社外取締役（監査等委員であるものを除く。）に対しては，その職責に鑑み，従来どおり，「固定報酬」のみを支給いたします。

本議案の提案に際しては，手続の客観性・透明性を確保するため，構成員の過半数を独立社外取締役が占める指名・報酬諮問委員会の審議を経ております。

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。）は12名（うち社外取締役３名）でありますが，第３号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと，11名（うち社外取締役３名）となります。

第６号議案（会社提案）取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

１．提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）（以下，「取締役」という。）の報酬は，「固定報酬」，「賞与」および「中長期インセンティブ報酬（株式報酬型ストックオプション）」で構成されていますが，「中長期インセンティブ報酬（株式報酬型ストックオプション）」に代えて，新たに，当社の取締役を対象に，役職および業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下，「本制度」という。）を導入いたしたいと存じます。

なお，本議案の承認可決を条件として，2018年６月27日開催の第94回定時株主総会においてご承認いただきました，「中長期インセンティブ報酬（株式報酬型ストックオプション）」にかかる報酬枠（１事業年度当たり180百万円以内かつ新株予約権1,600個（当社普通株式160,000株）を上限）を廃止し，新たに「中長期インセンティブ報酬（株式報酬型ストックオプション）」としての新株予約権の付与は行わないことといたします。また，本制度の対象となる取締役に付与済みの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち，未行使のものにつきましては，本議案が原案どおり承認可決されること，および，本制度が開始されることを条件として，当該取締役において権利放棄することとし，株式報酬型ストックオプションからの移行措置として，放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与いたします。

本制度の導入は，取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし，取締役が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としており，導入は相当であると考えております。

本議案は，第５号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定の件」に記載の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額（年額516百万円以内（うち社外取締役分は60百万円以内））とは別枠で，本制度を導入し取締役に対して「中長期業績連動報酬（信託型株式報酬）」を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

第５号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定の件」および本議案を原案どおりご承認いただいた場合，今後の当社の取締役の報酬体系は，「固定報酬」，「短期業績連動報酬」および「中長期業績連動報酬」により構成されることとなります。本議案は，このうち「中長期業績連動報酬」の報酬枠をお諮りするものであり，「固定報酬」および「短期業績連動報酬」につきましては，第５号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定の件」としてお諮りいたします報酬枠に基づいて支給することを予定しております。なお，社外取締役（監査等委員であるものを除く。）に対しては，その職責に鑑み，従来どおり，「固定報酬」のみを支給いたします。

本議案の提案に際しては，手続の客観性・透明性を確保するため，構成員の過半数を独立社外取締役が占める指名・報酬諮問委員会の審議を経ております。

本制度の対象となる当社の取締役の員数は，第３号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと８名となります。

また本議案の承認可決を条件として，当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても，本制度と同様の株式報酬制度を導入する予定です。

２．本制度における報酬等の額および内容等

⑴　本制度の概要

本制度は，当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され，取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下，「当社株式等」という。）の交付および給付（以下，「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）
②当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・３事業年度を対象として，合計540百万円 ・ただし，2021年３月31日で終了する事業年度（以下，「本事業年度」という。）から開始する当初の対象期間においては，株式報酬型ストックオプションからの移行措置として，取締役に付与するポイントにかかる当社株式の取得原資として802百万円を上限とする金員を別途拠出
③対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）	・取締役に付与される１事業年度当たりのポイントの総数の上限は，400,000ポイント ・ただし，本事業年度については，株式報酬型ストックオプションからの移行措置として，取締役に403,300ポイントを上限とするポイントを別途付与
④当社株式の取得方法（下記(2)のとおり。）	・当社株式は株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定 ・取締役に付与される１事業年度当たりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2020年３月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.08％
⑤業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・毎事業年度の業績目標（連結キャッシュ利益等）の達成度等に応じて０％～125％の範囲で変動

⑥当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・取締役の退任時（取締役が死亡した場合は死亡時）

⑵　当社が拠出する金員の上限

本制度は，当初，2021年３月31日で終了する事業年度から2023年３月31日で終了する３事業年度（以下，「対象期間」という。）を対象とします。

当社は，当初の対象期間につき，540百万円を上限とする金員を，当社の取締役への報酬として拠出し，受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間３年間の信託（以下，「本信託」という。）を設定します。なお，上限とする金員（540百万円）については今般報酬枠を廃止いたします「中長期インセンティブ報酬（株式報酬型ストックオプション)」の報酬枠（１事業年度当たり180百万円以内）の3年分としております。ただし，当初の対象期間において，当社は上記の金額を上限とする金員を拠出することに加えて，株式報酬型ストックオプションからの移行措置として取締役に付与するポイントにかかる株式の取得原資として別途802百万円を上限とする金員を本信託に拠出します。

本信託は，信託管理人の指図に従い，信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は，信託期間中，取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い，本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお，本信託の信託期間の満了時において，信託契約の変更および追加信託を行うことにより，本信託を継続することがあります。その場合，信託期間を３年間延長し，信託期間の延長以降の３事業年度を対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに，540百万円を上限とする金員を，当社の取締役への報酬として追加拠出し，引き続き延長された信託期間中，取締役に対するポイントの付与を継続し，本信託は，延長された信託期間中，当社株式等の交付等を継続します。この信託期間の延長は，一度に限らず，その後も同様に再延長することがあります。

ただし，かかる追加拠出を行う場合において，延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下，「残存株式等」という。）があるときは，残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は，信託期間ごとに540百万円の範囲内とします。

また，信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には，それ以降，取締役に対する新たなポイント付与は行われません。ただし，当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には，当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで，一定期間に限り，本信託の信託期間を延長させることがあります。

⑶　取締役に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限

当社は，対象期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に取締役に対して，取締役の役職に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標（連結キャッシュ利益等）の達成度等に応じて０％～ 125％の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与します。

また，上記のとおり，本信託の設定後遅滞なく，本制度導入に伴い株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を放棄した取締役に対して，株式報酬型ストックオプションからの移行措置として，放棄した新株予約権の目的となる株式数相応分のポイントを付与します。

付与したポイントは，毎事業年度累積し，取締役の退任時に，ポイントの累積値（以下，「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等を行います。

なお，１ポイントは当社株式１株とします。ただし，信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合，分割比率・併合比率等に応じて，１ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

当社の取締役に付与される１事業年度当たりのポイントの総数は，400,000ポイントを上限とします。このポイントの総数の上限は，上記(2)の信託金の上限額を踏まえて，過去の株価等を参考に設定しています。ただし，本事業年度については，かかる１事業年度当たりに付与されるポイントの総数とは別に，株式報酬型ストックオプションからの移行措置として，403,300ポイントを上限とするポイントを付与します。

⑷　取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役は，当該取締役の退任時に，上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき，当該取締役は，累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り捨て）の交付を受け，残りについては本信託内で換価した上で，換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお，取締役が在任中に死亡した場合，原則としてその時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について，そのすべてを本信託内で換価した上で，その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

⑸　本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については，経営への中立性を確保するため，信託期間中，議決権は行使されないものとします。

⑹　その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については，本信託の設定，信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度，取締役会において定めます。

《監査等委員会の意見》

監査等委員会は，監査等委員でない取締役の選任等については，別途定める当社の取締役候補者の指名の方針・手続等を踏まえ，また，監査等委員でない取締役の報酬等については，第５号議案および第６号議案で提案されている役員報酬制度の目的，内容等に関して，構成員の過半数を独立社外取締役が占める指名・報酬諮問委員会での審議・検討プロセス等を中心に検討を行いました。

その結果，監査等委員会としては，監査等委員でない取締役の選任等および報酬等のいずれについても，特段指摘すべき事項はありませんでした。



《ご参考》コーポレートガバナンス・ダイジェスト（2020年4月現在）

■コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

当社は，「東北電力グループ中長期ビジョン」で掲げた「地域社会との共栄」の経営理念と**「より、そう、ちから。」**のグループスローガンのもと，ステークホルダーとの対話を重ねながら，お客さまと地域によりそい，エネルギーを中心としたサービスの提供等を通じてスマート社会の実現に取り組むことで，社会の持続的な発展とともに成長することを目指していくこととしています。

この方向性のもと，事業運営を適正に遂行していくために，企業倫理・法令遵守の徹底，誠実かつ公正で透明性のある事業運営の推進，内部統制およびリスクマネジメントの充実など，引き続きコーポレートガバナンスの強化に取り組んでいくこととしています。

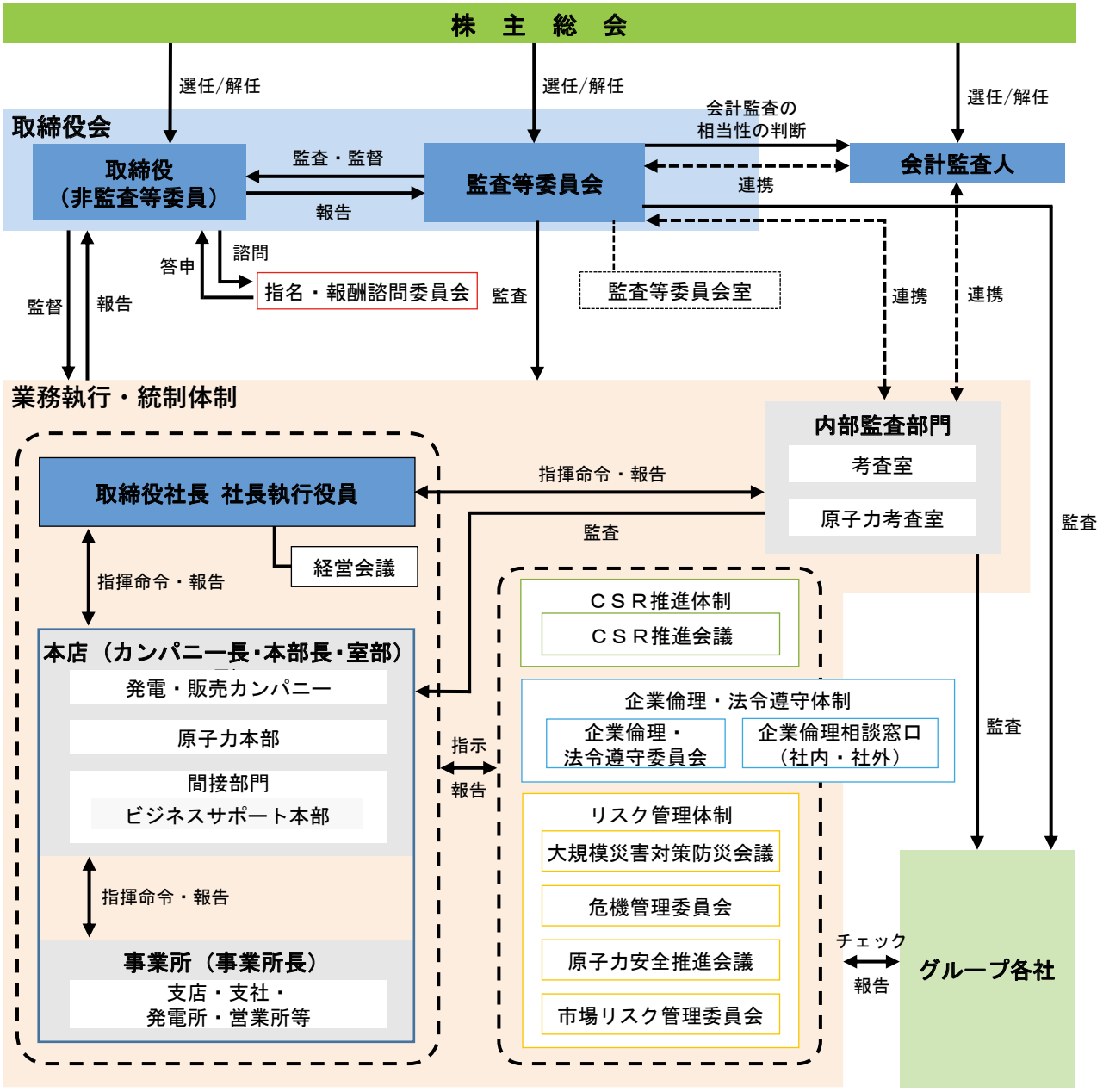
当社は，コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題の一つであるとの認識に立ち，ステークホルダーの期待に応えていくため，経営の機動性，健全性，透明性を高めるなど，持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

当社は，コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方，運営方針等を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し，当社ホームページにて開示しておりますので，ご参照ください。

○コーポレートガバナンス基本方針
○コーポレートガバナンスに関する報告書　等

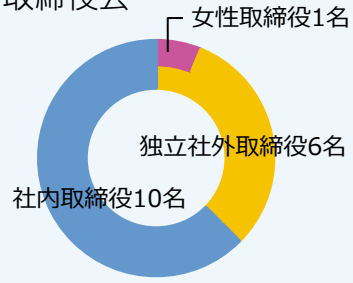
URL: https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/policy/governance/

■内部統制・コーポレートガバナンス模式図



■コーポレートガバナンス体制の概要

▼取締役会



独立社外取締役が占める割合
37.5%（6名／16名）

○取締役会は，独立社外取締役６名を含む16名で構成され，原則として毎月１回開催し，経営に関する重要な計画をはじめ，業務執行の重要事項を決定するとともに，取締役からの業務執行状況の報告および取締役の職務の執行について相互に監督しております。
○当社は監査等委員会設置会社であり，取締役会決議により重要な業務執行の決定の一部を取締役会から取締役に委任するとともに，社長執行役員等の役付執行役員が業務執行を担う体制とし，「監督」と「執行」の役割を分担することで，取締役会の監督機能を強化するとともに，迅速かつ機動的な意思決定により効率的に業務を執行しております。

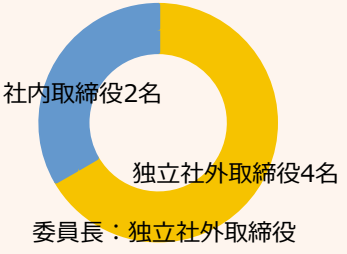
▼監査等委員会



独立社外取締役が占める割合
75.0%（3名／4名）

○監査等委員会は，監査等委員４名のうち３名を社外監査等委員としており，経営監視機能の客観性・中立性を確保しております。
○監査・監督機能の実効性を高めるため，常勤の監査等委員を選定し，重要な会議への出席，業務執行部門からの職務執行状況の聴取等を日常的に実施するとともに，これらの活動を通して得られた情報を適宜，社外監査等委員に情報提供するなど連携を図っております。
○社外監査等委員は，積極的な情報の入手，他の監査等委員との情報共有に努め，監査等委員会および取締役会等において忌憚のない質問や意見を述べております。

▼指名・報酬諮問委員会



委員長：独立社外取締役
独立社外取締役が占める割合
66.6%（4名／6名）

○取締役の選定および解任，取締役の報酬の決定に関する客観性・適時性・透明性を確保する観点から，取締役会の諮問機関として，社内取締役２名および独立社外取締役４名で構成する指名・報酬諮問委員会（委員長：独立社外取締役上條努氏）を設置しております。
○指名・報酬諮問委員会は，指名委員会に相当する任意の委員会および報酬委員会に相当する任意の委員会の双方の機能を担っております。

〈株主提案〉

第７号議案から第12号議案までは，株主提案によるものであります。なお，提案株主（217名）の議決権の数は，2,549個であります。

第７号議案（株主提案） 定款一部変更の件（１）

○議案内容

第１章　総則　の（目的）第２条　を以下の通り変更する。（下線は変更部分）

（目　的）

第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。

（１）電気事業

ただし原子力発電は行わない。

（２）電気機械器具の製造，販売及び賃貸

（３）冷水，温水，蒸気等の熱供給事業

（４）ガス供給事業

（５）情報処理及び電気通信事業

（６）不動産の売買，賃貸借及び管理

（７）土木及び建築工事並びにこれらに関連する調査，企画，測量，設計，保守，及び監理

（８）前各号並びに環境に関するエンジニアリング，コンサルティング及び技術・ノウハウの販売

（９）前各号に附帯関連する事業

○提案の理由

原子力発電はウランの核分裂を利用する技術で，電気を発生させると同時に大量の放射性物質を生み出します。この放射性物質は放射線を出し生命を傷つけます。この放射性物質は一度作り出すと人間の手で消すことが出来ず，放射線を出しながら減って行くのを長い年月待つしかありません。

日本で原子力発電が始まって以降50年以上が経ちますが，この放射性物質の処理・処分の方法は確立されておらず，これからの見通しもたっていません。私たちの子孫に負の遺産として残していくことになります。

しかもこの放射性物質は作り出された直後は膨大な崩壊熱を発生させるため，冷却することが出来なくなれば福島原発事故の様に炉心溶融させ，大量の放射能を環境に放出させる事態が起こります。

これまで発生させた大量の放射性物質の処理処分の方法も見つけられないまま，原発を再稼働させて新たに放射能を生み出すことは人類に対する犯罪です。

原子力発電を行わないことを定款に明記します。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国においては，原子力発電は，安全確保を大前提に，安定供給，経済効率性，環境適合の観点から重要な電源であり，将来にわたって一定規模を確保していく必要があります。

国が策定したエネルギー基本計画においても，原子力発電は，「長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けられております。

当社といたしましては，特定の電源や燃料源に過度に依存することなく，原子力発電を引き続き活用しながら，バランスのとれた電源構成を実現し，安定供給を果たしてまいりたいと考えております。

原子力発電所の安全性向上については，新規制基準への適合にとどまることなく，発電所の特性と最新知見を反映した自主的な安全対策の取り組みを継続することで，さらなる安全レベルの向上に努めております。

また，原子力発電所の運転に伴い発生した低レベル放射性廃棄物については，日本原燃株式会社の六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出・処分を実施しております。高レベル放射性廃棄物については，国が地層処分を行う方針としており，当社といたしましては，国・原子力発電環境整備機構（NUMO）と連携し，地層処分事業の理解活動に取り組んでまいります。

引き続き，安全確保を最優先に，安全対策工事の完了後，地域のみなさまのご理解を得ながら，再稼働を目指してまいります。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第８号議案（株主提案） 定款一部変更の件（２）

○議案内容

以下の章を新設する。

第７章　原子炉設置変更許可の辞退と申請の取り下げ及び提出の断念

第 39 条　当会社は，第１章第２条に原子力発電を行わないことを明記したのを受けて，女川原子力発電所２号機の設置変更許可を辞退し，申請中の東通原子力発電所の申請を取り下げ，提出を予定している女川原子力発電所３号機の原子炉設置変更許可申請は断念する。

○提案の理由

日本の原発で炉心溶融事故は起こらないとする安全神話は福島事故で崩壊しました。新規制基準では炉心溶融事故を前提にその対策が検討されています。この新規制基準は世界一厳しいと言われますが，この間の女川原発２号機の審査会合の経過を見ると，不備の多い基準であることが明らかになりました。

炉心溶融対策として格納容器下部にコアキャッチャーを装備する事が世界の主流ですが，新規制基準

がこれを求めていない事が象徴的です。
　そしてこれまで原発の五重の壁で放射能は外部には漏れないとされていたのが，格納容器が高温過圧になって壊れるのを防ぐために，ベントという手法が許される事になって，放射能が大量に発電所外に放出される可能性が高まりました。
　この様な原発の安全性を保障しない新規制基準への適合性は求めず，当会社の定款の第１章・第２条に明記した「原子力発電は行わない」の目的に則り，全ての申請を辞退，取り下げ，断念します。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

　国の新規制基準は，福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ，海外の知見や各専門分野の学識経験者等の専門技術的知見に基づく意見等を集約したうえで，中立性が担保された学識経験者の関与のもと，公開の議論がなされ，意見公募手続等の適正な手続を経て制定されたものです。
　女川原子力発電所第２号機については，2013年12月の申請以降，適合性審査に真摯かつ丁寧に対応し，本年２月に原子力規制委員会より原子炉設置変更許可を得て，新規制基準に適合していることが確認されました。
　今後は，安全確保を最優先に，地域のみなさまのご理解を得ながら，女川原子力発電所第２号機の再稼働を目指してまいります。また，東通原子力発電所第１号機について，再稼働に向け，基準地震動等の審査に適切に対応するとともに，女川原子力発電所第３号機についても，申請に向けた検討をしてまいります。
　会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。
　したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第９号議案（株主提案）　定款一部変更の件（３）

○議案内容

　以下の章を新設する。

第８章　放射性廃棄物の発生者責任

　第 40 条　当会社は，女川原子力発電所１号機の廃炉に当たって放射性廃棄物の発生者責任を果たすため，具体的かつ実効性のある処分計画を早急に策定・公表をすることで，消費者への信頼を確保する。

○提案の理由

原子力規制委員会は，2020年３月18日当社申請の女川原発１号機の廃炉工程をまとめた「廃炉措置計画」を認可しました。女川原発１号機の廃炉工程は４段階に分かれ，20年度に着手し，34年を要し，完了は53年度で費用は419億円とされています。

しかしながら，この廃炉計画には重要な事項が欠落しています。解体によって放射性廃棄物が生じますが，その処分先が決まっていないということです。更に，使用済み核燃料については敷地内に乾式貯蔵施設を設けることなどが検討されているようですが，期間，搬出先も未確定のままです。特に搬出先と目される日本原燃の再処理工場の完成時期も延期に次ぐ延期で不透明です。

結局，当社の申請による廃炉計画は絵に描いた餅に過ぎず，県民，消費者を納得させることはできません。具体性，実効性のある計画の策定，公表が急がれます。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

女川原子力発電所第１号機の廃止措置については，昨年７月に原子力規制委員会に廃止措置計画認可を申請し，本年３月に認可をいただいております。

廃止措置に伴い発生する低レベル放射性廃棄物については，放射能レベルにより分類され，それぞれのレベルに応じた処分施設に埋設することとなっており，その処分先の確保について検討を進めております。

また，使用済燃料については，廃止措置完了までに再処理事業者に譲り渡す計画としており，譲渡先の日本原燃株式会社の再処理工場は，2021年度上期の竣工を予定しております。

なお，使用済燃料貯蔵対策については，敷地内外における乾式貯蔵施設の設置など種々の貯蔵方策について，検討を行っているところです。

当社といたしましては，廃止措置計画や廃止措置の実施状況について，地域のみなさまに丁寧にご説明するとともに，安全確保を最優先に廃止措置に取り組んでまいります。

会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第10号議案（株主提案） 定款一部変更の件（４）

○議案内容

以下の章を新設する。

第９章　原子力災害対策への責任

第 41 条　当会社は，実効性ある避難計画の策定と避難訓練の実施によって住民の被ばくを防ぐことを，原子力発電所事業者としての最重要の課題とし，その実効性が担保されない限り原子力発電所を稼働させない。

○提案の理由

昨年，石巻市民17人が，女川原発の重大事故を想定して同市が策定した避難計画には実効性がないとして，同市と宮城県を相手に，女川原発２号機再稼働への同意の差し止めを求める仮処分を仙台地裁に申し立てました。その申立書の中で，「大渋滞で30キロ圏を脱出できない」「病院や高齢者施設入居者らの避難が困難」など，避難計画が現場を見ていない机上のプランであることを明確に論証しています。

当会社はホームページで，「原子力災害対策については，事業者の責務として，（中略）万が一の事態に対する万全の備えを行うことが最重要の課題であると認識し，対応を行っております。」「避難計画の充実化に向けて，事業者の責任を果たすべく，自治体と協議・連携をしながら，（中略）最大限の協力を行っていきます。」と明確に述べています。この言葉の通り，住民の被ばくを防ぐ実効性ある避難計画の策定と避難訓練の実施に，事業者として責任を持ち，その実効性が担保されない限り女川原発２号機の再稼働は行わないこととします。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

当社といたしましては，原子力災害を起こさないことを第一に，発電所の安全性向上に向けた対策を講じております。一方で，事業者の責務として，万が一の事態に対する万全の備えを行うことも重要な課題であると認識し，対策しております。

避難計画を含む女川地域の緊急時対応については，本年３月に行われた女川地域原子力防災協議会で，現時点において原子力災害対策指針等に照らし，具体的かつ合理的なものであることが確認されました。今後，国がこの確認結果を原子力防災会議に報告し，了承を求めるものと認識しております。

当社といたしましては，避難計画の充実化に向けて，事業者の責任を果たすべく，自治体や原子力事業者間で連携を強化しながら最大限の協力を継続してまいります。

会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第11号議案（株主提案） 定款一部変更の件（５）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章　地域に寄り添う取り組み

第 42 条　当会社は，女川原子力発電所２号機再稼働の是非を問う県民投票の実施を宮城県に求め，投票の結果に示された県民の意思に従う。

○提案の理由

2018年秋，宮城県で取り組まれた「女川原発再稼働の是非を問う県民投票条例」の制定を求める直接請求署名運動は，わずか２カ月間で11万1,743人もの有効署名を集めました。その条例案が上程された宮城県議会はかつてないほど注目を集め，連日傍聴席が県民で埋め尽くされ，県内ニュースのトップで報道されました。そこに示されたことは，多くの県民が「原発」について自分の「思い」「考え」を持っており，意思表示する機会を求めていることでした。

「より、そう、ちから。」をコーポレートスローガンとし地域に寄り添う取り組みを進める当会社としては，宮城県民の命と暮らし，子ども達の未来に重大な影響を与える女川原発２号機の再稼働に当たって，宮城県民の意向を十分に把握しそれに基づいて判断する必要があります。そのための有効な手段である県民投票の実施を宮城県に求めます。県民投票が実施されれば，その投票結果に示された宮城県民の意向に従うものとします。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

原子力発電所の再稼働については，地域のみなさまのご理解が何よりも重要と考えております。そのために日頃から地域のみなさまとの対話および訪問活動をはじめ，当社ホームページや各種パンフレット等の様々な広報媒体を活用した情報提供をするとともに，実際に発電所の安全対策をご覧いただく施設見学会等の活動を通じて，一人でも多くの方から，当社の取り組みについてご理解が得られるように取り組んでおります。

なお，「東北電力女川原子力発電所２号機の稼働の是非に係る県民投票条例案」が昨年３月の宮城県議会において否決されたことについては，当社としても承知しております。

会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としております。また，県民投票については，地方自治に関することでありますので，本議案の内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第12号議案（株主提案） 定款一部変更の件（6）

○議案内容

以下の章を新設する。

第11章　当会社以外の原子力発電事業者等への支援の禁止

第 43 条　当会社は，第1章第2条に原子力発電を行わないことを明記したのを受け，また電力自由化に対応し財務の健全性を確保するため，当会社以外の原子力発電事業者への支援を行なわない。および原子力発電関連事業での自治体への寄付等を行なわない。

具体的には，

1．原発専業事業者の日本原子力発電株式会社への「基本料」の支出及び出資・債務保証は行わない。

2．原子力発電関連事業での自治体への寄付行為を禁止する。

○提案の理由

「関西電力金品受領不祥事」にみられるように，原発事業が「聖域化」し，水面下では不明瞭な会計処理が行なわれてきました。

当社でも，日本原電の東海第二原発から実際電気（商品）を受電していないにもかかわらず，震災以降9年間，株主中間配当金と同額の約100億円が毎年「基本料」という名目で，資金回収計画もないまま無償提供されてきました。「被災」した東海第二原発は，運転期限40年を超えた「老朽」原発で，地元や関東圏の住民からも再稼働反対の声が日増しに高まり，住民合意を得られる見通しはありません。ところが，当社は，これからも他社の約3,000億円の安全対策工事費の債務保証を行ない，さらに数100億円も無償提供するという「経済合理性」にも当てはまらないことを行なおうとしています。

また，敷地地盤の活断層問題で東通原発の再稼動が見通せないのにも関わらず，当社は，企業版ふるさと納税制度を悪用し2億円の寄付を東通村に行ないました。

このようなことは，当社に“負の遺産”を増やすだけであり，一刻も早く止めるべきです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

日本原子力発電株式会社は，東海第二発電所について，原子力規制委員会から，原子炉設置変更許可および工事計画認可を得ており，現在，再稼働に向けた準備を進めているところであります。

同発電所からの受電により，当社の火力燃料費が抑制されるメリットがあるほか，同社への支援により，原子力発電のパイオニアである同社が持つ，開発から廃止措置までの一連の技術に関する知見を獲得し，当社事業へ活用することが期待できます。

当社は，こうした同発電所の再稼働に向けた情勢や再稼働による当社のメリット等を十分に評価したうえで，同社との間で，同発電所に係る応分の費用を負担する契約を締結するとともに，同社に対して必要な支援を行っており，今後についても，当社メリットを踏まえて，適時適切に判断してまいります。

また，自治体へ寄附を行うにあたっては，地域社会への貢献等の観点から総合的に判断のうえ実施しており，今後も適時適切に判断してまいります。

会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

Ⅰ　企業グループの現況に関する事項

１．事業の経過および成果

【企業グループを取り巻く経営環境】

2019年度のわが国経済は，消費税率引上げなどの影響を受けつつも緩やかに拡大しておりましたが，新型コロナウイルス感染症の影響により，消費が落ち込むとともに企業収益も製造業を中心に悪化しており，厳しい状況となっております。また，東北地域における経済についても，景況感が急速に悪化するなど，先行きの不透明感が拡大しております。

東北６県および新潟県では，他地域と比較して人口減少や少子高齢化が加速しており，今後，様々な分野で社会課題が顕在化していくことも想定され，社会構造が大きく変化しようとしております。また，東日本大震災の被災地では，鉄道，道路，港湾などを中心に復興は着実に進んでおりますが，昨年10月の台風19号の影響により，送配電設備を含め東北各地で甚大な被害を受けました。

電力業界においては，電力小売全面自由化による競争激化に加えて，再生可能エネルギーの導入拡大，脱炭素化，デジタル化の進展などによる電力需給構造の変化がみられました。

このようななか，当社企業グループは，東北電力グループスローガン**「より、そう、ちから。」**のもと，これまで以上にお客さまや地域のみなさまのご期待に応えつつ，地域とともに持続的に成長していくため，様々な施策を展開してまいりました。

発電・販売事業

【利益創出力の強化と新ビジネスの検討】

電力販売では，2016年４月の小売全面自由化以降，新電力との厳しい競争が続いております。そのため，家庭用のお客さま向けには，「東北電力 冬のくらし全力応援！ +ONｅキャンペーン」をはじめとする各種プロモーションを展開するとともに，固定価格買取制度の買取期間満了を迎えた家庭用太陽光発電設備をお持ちのお客さま向けサービスである「ツナガルでんき」の提供も開始いたしました。また，法人のお客さま向けには，当社独自のエネルギーマネジメントシステム「エグゼムズ（ｅｘＥＭＳ）」の提供に加え，「ＢＣＰ（事業継続計画）関連支援サービス」の拡充や，「福利厚生アウトソーシングサービス」の新たな提供など，競争力強化に向け，ソリューションサービスの充実にも取り組んでまいりました。

関東圏においては，株式会社シナジアパワーや株式会社東急パワーサプライを通じて，販売電力量を拡大してまいりました。また，東北電力エナジートレーディング株式会社による市場取引を通じた収益力強化にも取り組んでまいりました。

地域に分散して存在するエネルギーリソースを遠隔制御し集約することで，あたかも一つの発電所のように機能させる「ＶＰＰ（バーチャルパワープラント）」については，地域の自治体との協働のほか，世界最大規模のＶＰＰ事業者であるネクストクラフトベルケ社との戦略的連携により，将来の事業化に向けた実証を進めております。

発電・販売事業

【発電事業の競争力強化】

火力発電については，供給力の中心として安定運用に努めるとともに，高い経済性と環境負荷低減の両立に向けた取り組みを進めてまいりました。具体的には，本年３月，石炭を使用する発電設備としては，世界最高水準の熱効率を有する能代火力発電所第３号機（60万キロワット）の営業運転を開始し，昨年５月，LNGを使用する上越火力発電所第１号機（57.2万キロワット）の建設工事に着手いたしました。また，秋田火力発電所第２号機および第３号機を廃止するなど，経年化が進む発電所の休廃止を段階的に進めてまいりました。

燃料調達については，燃料費の低減や調達の柔軟性確保に向けた取り組みに加え，東北電力エナジートレーディング株式会社と連携した燃料先物取引の活用など，リスクの抑制や収益性の拡大に取り組んでまいりました。

【再生可能エネルギーに関する取り組み】

当社企業グループでは，再生可能エネルギーについて，東北６県および新潟県には風力発電などに適した地点が多いことを踏まえ，風力発電を主軸に，200万キロワットの開発に取り組んでおります。具体的には，秋田県北部洋上風力発電事業など複数の開発可能性調査に出資参画しており，本年の３月末時点においては，開発案件が事業化された場合の持分出力の累計は約30万キロワットとなっております。

また，水力発電について，これまで積極的に取り組んできており，当社は205ヵ所で合計約245万キロワットの発電所を保有しております。これらの発電所を効率的に運用するため，本年３月，発電所とダムを一体的に遠隔監視制御する「水力運用センター」の本格運用を開始いたしました。

【原子力発電所の安全性向上】

原子力発電については，新規制基準への適合性審査に対し，全社をあげて対応してまいりました。女川原子力発電所第２号機については，本年２月，原子力規制委員会から原子炉設置変更許可を受けました。引き続き，設計および工事の計画認可などに係る審査に対しても万全を期して対応してまいります。また，東通原子力発電所第１号機については，震源として考慮する活断層，基準津波および基準地震動の評価に関する審査が進められております。当社といたしましては，新規制基準への適合にとどまらず，より高いレベルでの安全確保に向けて，最新の知見も取り入れながら，設備面と運用面の両面から，さらなる安全性の向上に向けて着実に取り組んでまいります。

原子力発電所の再稼働については，地域のみなさまのご理解が何よりも重要と考えております。今後とも，地域のみなさまからご理解をいただけるよう，丁寧な理解活動にしっかりと取り組んでまいります。

女川原子力発電所第１号機については，本年３月，廃止措置計画が認可されました。当社といたしましては，廃止措置計画に基づき，安全確保を最優先に廃止措置に取り組んでまいります。

なお，女川原子力発電所第２号機の安全対策工事については，2020年度の完了を目指して取り組んでまいりましたが，原子炉設置変更許可がなされたことを受け，全体工程がより詳細に見通せる状況となったことから，あらためて工事の完了時期を評価した結果，2022年度の完了を目指して工事を進めていくこととといたしました。

送配電事業

【災害対応と電力設備強靭化】

昨年10月，東北地方に甚大な被害をもたらした台風19号に対し，これまでの経験を踏まえ，迅速に防災体制を整え，被害状況の早期把握と復旧作業を行いました。河川の浸水や土砂崩れによる道路の寸断などで復旧作業に着手できず，停電が長期化した一部地域については，ホームページやツイッターに加え，自治体に派遣した連絡要員を通じてきめ細かな情報提供に努めました。

また，昨年９月，千葉県を中心に甚大な被害をもたらした台風15号への対応において，東京電力パワーグリッド株式会社に対し，延べ3,665名の要員などの応援派遣を行い，停電が広域化・長期化するなかで，被害状況の把握，配電線の改修作業，高圧発電機車による供給など，電力の復旧に協力しました。

さらに，大規模停電を回避する設備形成や維持運用，様々な状況を想定した訓練に加え，災害時における迅速な復旧活動などを目的として，陸上自衛隊，海上自衛隊，東日本高速道路株式会社および各自治体などと協定を締結し，連携をはかるなど，対応力の強化に取り組んでまいりました。



台風19号の被害に伴う冠水地域の設備パトロール
（宮城県大崎市）

【送配電事業の効率化】

送配電事業については，日々の設備巡視・点検や保修工事などの的確なメンテナンスにより安定供給・業務品質の向上と効率化の両立に努めてまいりました。具体的には，ドローンによる送電線の自動追尾点検の試行導入，ＡＩを活用した送電鉄塔の腐食劣化度合いを判定するシステムの開発・運用，スマートグラスシステムを活用した変電所の運転・保修の実施など，新技術の採用により，一層の効率化を推進してまいりました。

【再生可能エネルギーの連系拡大に向けた取り組み】

太陽光発電や風力発電を行う事業者などからの送電網への接続申込みの増加を踏まえ，既存の送電設備を最大限活用する施策に取り組んでまいりました。

また，国の認可法人である電力広域的運営推進機関と連携し，東北東京間連系線などの送電網の整備・拡充や，東北北部エリアの電源接続案件募集プロセスの実施など，再生可能エネルギーの連系拡大に取り組んでまいりました。

【送配電事業の分社化】

当社は，本年４月からの送配電部門の法的分離に対応し，当社企業グループのさらなる企業価値の向上に向けて，100％子会社である「東北電力ネットワーク株式会社」に一般送配電事業等を分社いたしました。

同社は，安全確保を最優先に，東北６県および新潟県における電力の安定供給を果たし，中立性・公平性のより一層の確保と的確かつ質の高いサービス提供に努めてまいります。

【決算の概要（連結）】

当年度の決算につきましては，連結ベースで，以下のとおりであります。

電気事業において，電力小売全面自由化に伴う競争激化の影響などにより，販売電力量（小売）は減少したものの，東北６県および新潟県以外への販売電力量（卸売）が増加したことなどから，売上高は２兆2,463億円となり，前年度に比べ，20億円の増収となりました。

なお，売上高には，再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく再エネ特措法交付金・再エネ特措法賦課金および間接オークションに伴う自己約定分などが合計4,959億円含まれておりますが，費用側にも計上されることから，電気事業の収支に影響を与えるものではありません。

経常利益については，販売電力量（小売）の減少影響などがあったものの，能代火力発電所第３号機の運転開始による燃料費改善効果や，企業グループ一体となって生産性・効率性のさらなる向上に努めたことなどに加えて，燃料費調整制度のタイムラグ影響が利益を大きく押し上げたことから，999億円となり，前年度に比べ，342億円の増益となりました。

また，台風19号による被害設備の復旧に要する費用など61億円を特別損失に計上したことなどから，親会社株主に帰属する当期純利益は630億円となり，前年度に比べ，165億円増加しました。

[電気事業]

当社の販売電力量（小売）は，前年度に比べ冬の気温が高かったことによる暖房需要の減少や競争激化による契約の切り替え，産業用での生産減などから，前年度に比べ2.5％減の671億７千万キロワット時となりました。

一方，販売電力量（卸売）は，東北６県および新潟県以外への卸売が増加したことなどから，前年度に比べ8.8％増の176億５千万キロワット時となりました。

これにより，当社の販売電力量（全体）は，前年度に比べ0.3％減の848億２千万キロワット時となりました。

このように販売電力量（小売）の減少はあったものの，東北６県および新潟県以外への販売電力量（卸売）が増加したことなどから，電気事業の売上高は２兆222億円となり，前年度に比べ，95億円の増収となりました。

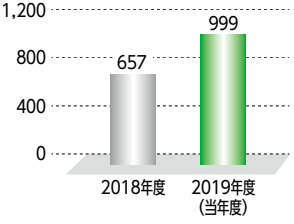
また，能代火力発電所第３号機の運転開始による燃料費改善効果や，企業グループ一体となって，生産性・効率性のさらなる向上に努めたことなどにより，営業費用が減少したことから，営業利益は1,057億円となり，前年度に比べ，360億円増加しました。

[その他の事業]

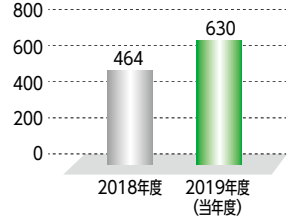
電気事業以外の事業につきましては，建設業において当社向けの工事が減少したことなどから，売上高は2,241億円となり，前年度に比べ，74億円の減収となりました。一方，営業費用は，2,135億円となり，前年度に比べ，41億円減少しました。

以上の結果，営業利益は105億円となり，前年度に比べ，33億円減少しました。

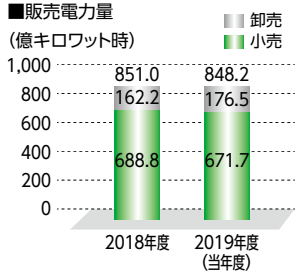
■経常利益



■親会社株主に帰属する当期純利益



■販売電力量



2．対処すべき課題

【東北電力グループ中長期ビジョン】

当社企業グループを取り巻く環境は，電力小売全面自由化の進展による競争の激化，および本年４月の送配電事業の分社化に加えて，再生可能エネルギーの導入拡大やデジタル化に伴う電力需給構造の変化など，大きな転換点を迎えております。また，新型コロナウイルス感染拡大もこうした電力需給構造の変化を進展させる契機になると考えられます。

これまで当社は，発電・送配電・販売の一貫体制での事業運営で，震災からの地域の復興と財務基盤の回復や，全面自由化後の競争力強化などに的確に対応してまいりました。今後とも，電力供給事業につきましては，再生可能エネルギーを含めた最適な電源ポートフォリオや事業効率を最大限に高めることにより電気の価値の最大化を目指すとともに，引き続き電力の安定供給という使命を果たし続けてまいります。さらに，女川および東通地点の原子力発電所につきましては，地域のみなさまのご理解をいただき，着実に再稼働に向けて取り組んでまいります。あわせて，女川原子力発電所第１号機の廃止措置にもしっかりと対応してまいります。

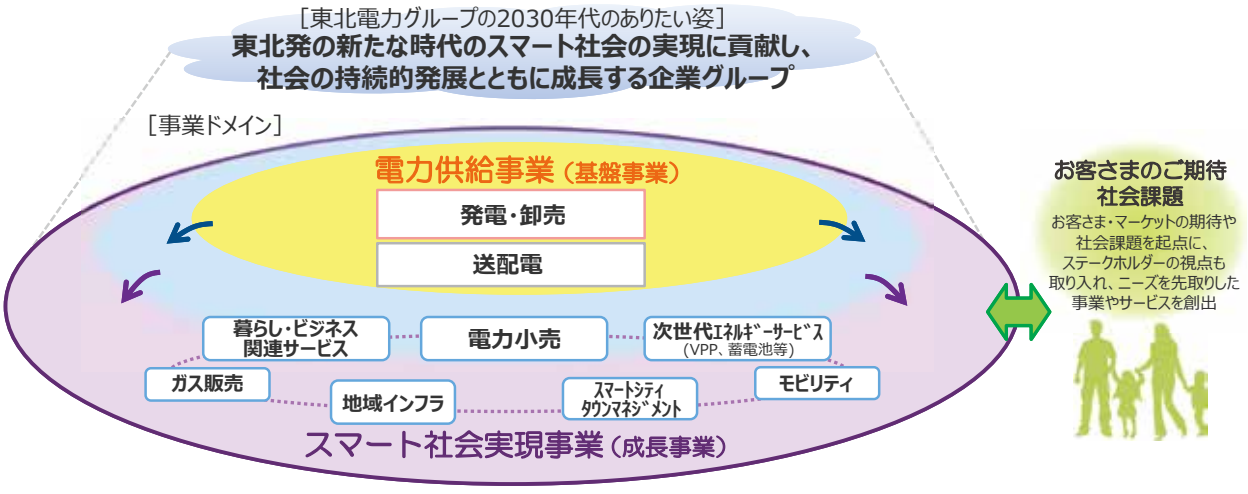
事業基盤である東北６県および新潟県では，他地域と比較して人口減少や少子高齢化が加速しており，今後，交通，教育，福祉など，様々な分野で社会課題が顕在化していくことも想定され，社会構造が大きく変化しようとしています。こうした変化の激しい時代においては，自らが変革を推し進め，主体的に挑戦していかなければ，今後も，当社企業グループが存在意義を果たし続け，社会とともに持続的成長を実現することは困難となります。

このような強い危機感のもと，当社企業グループは，「**東北発の新たな時代のスマート社会※の実現に貢献し，社会の持続的発展とともに成長する企業グループ**」を2030年代のありたい姿とする「**東北電力グループ中長期ビジョン**」を策定いたしました。

さらに，新型コロナウイルス感染拡大に伴い，様々な課題が浮き彫りになるとともに，今後，デジタル化や分散化は一層加速し，暮らしや働き方など社会経済システムに大きな変化をもたらす可能性があります。当社企業グループは，これらの課題解決に資するスマート社会の実現に貢献できるよう，スピード感を持って中長期ビジョンの達成に取り組んでまいります。

※スマート社会：地域における人口減少や少子高齢化など様々な分野で顕在化する社会課題を，次世代のデジタル技術やイノベーションの活用などにより解決し，地域に住む方々が快適・安全・安心に暮らすことができる社会。





2030年代のありたい姿と事業ドメイン

【ビジネスモデル転換期の取り組み方針】

中長期ビジョンでは，2030年代のありたい姿の実現に向け，向こう５年間（2020～2024年度）を，「**ビジネスモデル転換期**」と位置付けております。

３つの力点（“Change”,“Challenge”,“Create”）に基づき，基盤事業の「電力供給事業」の構造改革を通じた徹底的な競争力強化により安定的に収益を確保するとともに，成長事業の「スマート社会実現事業」に挑戦し，経営資源を戦略的に投入していくことで，ビジネスモデルを転換してまいります。

[中長期ビジョンにおける財務目標]

当社は，競争激化や需給構造の変化により，現金を生み出す力（キャッシュ創出力）の向上が課題となっています。また，今後，成長事業を推進するためのキャッシュが必要になります。しかし，経常利益など会計上の利益では，現金支出を伴わない減価償却費などの費用が大きく，当社のキャッシュ創出力を適切にはかることができません。そのため，新たに「連結キャッシュ利益※」を財務目標として設定いたしました。

「連結キャッシュ利益」は，営業利益に減価償却費などの現金支出を伴わない費用を加えるとともに，会計上は営業収益として整理されない関連会社（持分法適用会社）の損益についても加えることになります。これにより，当社企業グループのキャッシュ創出力を適切に示し，販売活動や効率化の成果などを指標に反映することができるものと考えております。

※ 連結キャッシュ利益
＝営業利益＋減価償却費＋核燃料減損額＋持分法投資損益
（営業利益は燃料費調整制度のタイムラグ影響を除く。）

当社は，2024年度に連結キャッシュ利益3,200億円以上を達成し，長期的に持続可能なキャッシュ創出力の基盤を構築するとともに，将来的にはさらなる成長を目指します。



力点１　“Change”　電力供給事業の抜本的変革による競争力の徹底強化

再生可能エネルギーを含めた経済性・環境性に優れた最適な電源ポートフォリオと，電力取引市場も活用した積極販売により，お届けする電気の価値の最大化を目指してまいります。

発電・販売

原子力発電

・安全確保を大前提に，地域のみなさまのご理解をいただきながら，原子力発電所の早期再稼働を目指してまいります。

火力発電

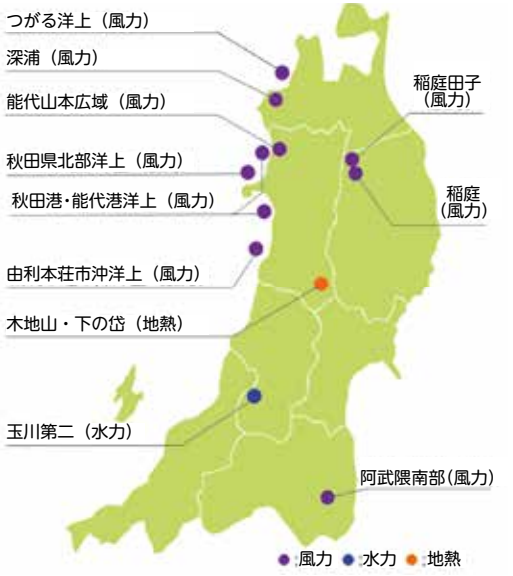
・高い経済性と環境負荷低減の両立が可能な上越火力発電所第１号機の2023年運転開始を目指し，着実な開発を進めてまいります。

再生可能エネルギー

・風力発電を主軸に，水力発電，太陽光発電，地熱発電およびバイオマス発電を含めて，200万キロワットの再生可能エネルギーの開発を目指してまいります。

電力販売

・これまでの電力小売に加え，お客さまの快適・安全・安心に資するサービスの開発・拡充に努めてまいります。また，電力取引市場の多様化が進むなかで，発電した電気の価値を最大化し，収益拡大をはかるため，電力卸売や市場取引などを積極的に進めてまいります。



当社企業グループの主な再生可能エネルギーの開発・参画地点（開発可能性調査なども含む）
（2020年３月末現在）

送配電

東北電力ネットワーク

送配電事業は2020年４月に「東北電力ネットワーク株式会社」に分社しました。

・電力設備の強靭化による自然災害への対応力向上など，レジリエンス強化に取り組んでまいります。
・設備の高経年化対策とＡＩ・ＩｏＴの活用などによる徹底的なコスト低減を両立してまいります。
・再生可能エネルギーの導入や分散型エネルギーの普及が進むなかで，効率的な設備形成のあり方や需給変化に適応した系統運用などを検討するとともに，スマート社会の実現に向けた電力ネットワークの高度化に取り組んでまいります。



海上自衛隊との
発電機車輸送訓練の様子

力点２　“Challenge”　スマート社会実現事業の早期収益化への挑戦

企業グループの連携により総合力を発揮しながらマーケティング機能を拡充し，電力小売の競争力を徹底強化するとともに，お客さまの豊かさの最大化や社会課題の解決に資する多様なサービスや取り組みを展開してまいります。

スマート社会実現事業に向けた取り組み

・エネルギーとサービスのトータルパッケージでの提供によるお客さま満足度向上と収益力強化を目指してまいります。
・「より、そう、ちから。＋ＯＮｅ」のブランドのもと，スマートライフ電化の提案に加え，暮らしをサポートするサービスを充実してまいります。
・ＶＰＰや太陽光などの分散型エネルギー・蓄電池設置サービスの早期事業化，モビリティサービスの展開，スマートシティやタウンマネジメントへの参画などの取り組みを加速してまいります。
・都市ガス事業者との連携により，トータルエネルギーソリューションの提供などを進めてまいります。



スマート社会実現事業の将来的なイメージ

力点３　“Create”　企業価値創造を支える経営基盤の進化

「東北電力グループCSR方針」・「東北電力グループ行動指針」を基盤に，中長期ビジョンに沿った取り組みを進めることで，東北発の新たな時代のスマート社会を実現し，国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献するESG経営を推進してまいります。

環境（Environment）

環境経営の推進

・「東北電力グループ環境方針」のもと，当社企業グループが一体となったマネジメントにより，環境に係る取り組みを通じた企業価値向上や環境保全活動などを着実に推進してまいります。



当社企業グループ海岸防災林復活活動の一環として「千年希望の丘育樹祭」に参加（宮城県岩沼市）

社会（Social）

「みな、おす、ちから。」働き方改革の加速

・多様なワークスタイル，ＩＣＴ（情報通信技術）環境整備，デジタルイノベーションの推進，社内ルールの見直しなどにより，働き方改革を加速し，生産性向上とワーク・ライフ・バランスの実現を両立してまいります。



性別・年齢などに関わらず多様な人材が活躍できる職場づくりに向けて「東北電力企業グループ女性管理職情報交換会」を開催（右は社外取締役 宮原育子氏の講演の様子）

ガバナンス（Governance）

コンプライアンスの推進

・「気づく・話す・直す」の基本姿勢のもと，「東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針」に基づき，当社企業グループ各社が「企業倫理･法令遵守活動計画」を策定，自律的活動を展開し，当社企業グループ全体でコンプライアンスの実効性を高めてまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化

・持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け，経営の機動性，健全性，透明性などを高めるためのコーポレート・ガバナンスの強化に継続して取り組んでまいります。

【地域の復興・発展への貢献】

東日本大震災の被災地では，不通となっていたＪＲ常磐線が全線開通するなど，今後も再生に向けたまちづくりが進められます。

当社といたしましては，経営理念である「地域社会との共栄」のもと，被災地の地元電力会社として，地域の課題解決に資するスマート社会の実現に向けた事業を通じて，それぞれの地域がおかれた状況やニーズの違いを踏まえながら，将来の成長・発展に資するプロジェクトなどを積極的に支援することで，地域の復興・発展に貢献してまいります。

また，東北電力グループスローガン**「より、そう、ちから。」**のもと，総合力を発揮し，当社企業グループだからできる「よりそう」価値を創造し，社会の持続的発展と当社企業グループの成長の両立をはかり，地域社会や株主のみなさまのご期待にしっかりと応えてまいります。

株主のみなさまにおかれましては，なお一層のご理解とご協力をたまわりますようお願い申しあげます。

東北発の新たな時代のスマート社会の実現に貢献し、
社会の持続的発展とともに成長する企業グループ

より、そう、ちから。
東北電力グループ



3．設備投資の状況

⑴ **設備投資額**　3,447億円

[電気事業]　3,227億円

[その他の事業]　219億円

⑵ **完成した主な設備および建設中の主な設備**

①当社

(発電設備)

	設備別	名　称	新設,増設の別	出　力
				キロワット
完　成	火　力 (石炭)	能代火力発電所第３号機	増　設	600,000
建設中	火　力 (LNG)	上越火力発電所第１号機	新　設	572,000

(送電設備)

	名　称	新設,増強の別	電　圧	亘　長
			ボルト	キロメートル
建設中	魚沼線	増　強	154,000	36.94
	頚城線	増　強	154,000	36.08

(変電設備)

	名　称	新設,増強の別	出　力
			キロボルトアンペア
完　成	名取変電所	新　設	900,000

(注)　送電設備および変電設備は，2020年４月１日付で吸収分割により東北電力ネットワーク株式会社の設備となりました。

②東北自然エネルギー株式会社

(発電設備)

	設備別	名　称	新設,増設の別	出　力
				キロワット
建設中	水　力	玉川第二発電所	新　設	14,600

4．資金調達の状況

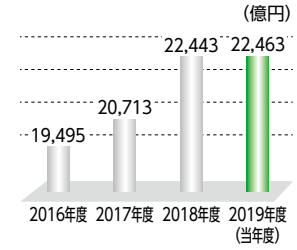
⑴	**社　　債**	発行額　2,350億円	償還額	950億円
⑵	**借 入 金**	借入額　1,661億円	返済額	2,338億円
⑶	**コマーシャル・ペーパー**	発行額　2,170億円	償還額	2,570億円

5．財産および損益の状況の推移

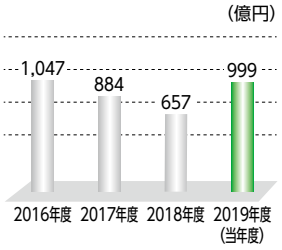
区分＼年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度（当年度）
売上高（営業収益）（億円）	19,495	20,713	22,443	22,463
経常利益（億円）	1,047	884	657	999
親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	699	472	464	630
一株当たり当期純利益（円）	140.10	94.61	93.12	126.32
総資産（億円）	41,459	42,221	42,586	43,230

（注）　一株当たり当期純利益は，当社の期中平均株式数により算出しております。なお，期中平均株式数については，自己株式を控除した株式数を用いております。

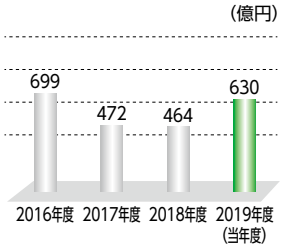
■売上高（営業収益）



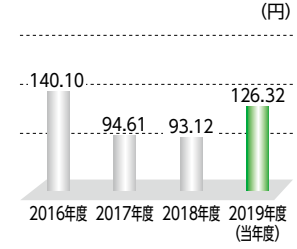
■経常利益



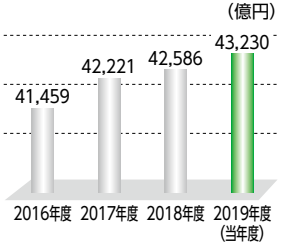
■親会社株主に帰属する当期純利益



■一株当たり当期純利益



■総資産



6．重要な子会社および関連会社の状況（2020年3月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率		主な事業内容
		直接保有	間接保有	
	億円	%	%	
酒田共同火力発電株式会社	255	100	−	火力発電
日本海エル・エヌ・ジー株式会社	120	42.3	−	液化天然ガスの受入，気化，販売または配送
東北インテリジェント通信株式会社	100	100	−	電気通信事業
株式会社ユアテック	78	41.4	0.4	電気，通信，土木および建築工事
東北自然エネルギー株式会社	52.7	96.1	3.9	再生可能エネルギーにより発電した電気の供給事業
TDGビジネスサポート株式会社	15	100	−	金銭の貸付等の金融業務および経理・労務業務の受託
東日本興業株式会社	10	100	−	不動産業およびリース業
東北発電工業株式会社	10	100	−	発変電設備の建設，改良および補修工事ならびに保守
東北エネルギーサービス株式会社	7.4	100	−	自家用発電設備・コージェネレーションシステム等による電気・熱エネルギーの供給，蓄熱設備の運転・保守受託
東北電力エナジートレーディング株式会社	4.9	100	−	電力取引市場および燃料先物市場に係わる取引
東北天然ガス株式会社	3	55	−	天然ガス・液化天然ガスの供給販売

（注） 当社は，2020年4月1日付で一般送配電事業等を吸収分割により東北電力ネットワーク株式会社に承継させました。同日現在の同社の状況は次のとおりです。

会社名	資本金	出資比率		主な事業内容
		直接保有	間接保有	
	億円	%	%	
東北電力ネットワーク株式会社	240	100	−	一般送配電事業

(2) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率		主な事業内容
		直接保有	間接保有	
	億円	%	%	
相馬共同火力発電株式会社	1,128	50	−	火力発電
常磐共同火力株式会社	560	49.1	−	火力発電
株式会社東急パワーサプライ	23.5	33.3	−	電気事業
株式会社シナジアパワー	4.9	50	−	電気事業
荒川水力電気株式会社	3.5	50	−	水力発電

7．主要な事業内容（2020年3月31日現在）

電気事業

8．主要な事業所および発電所（2020年3月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所

	事　業　所　（　所　在　地　）
本　　店	本店（仙台市青葉区本町一丁目７番１号）
支　　店	青森支店（青森市），岩手支店（盛岡市），秋田支店（秋田市）， 宮城支店（仙台市），山形支店（山形市），福島支店（福島市）， 新潟支店（新潟市）
支　　社	東京支社（東京都千代田区），会津若松支社（会津若松市）
送配電カンパニー 支　　社	青森支社（青森市），岩手支社（盛岡市），秋田支社（秋田市）， 宮城支社（仙台市），山形支社（山形市），福島支社（福島市）， 新潟支社（新潟市）

（注）　送配電カンパニー支社は，2020年４月１日付で吸収分割により東北電力ネットワーク株式会社の支社となりました。

(2) 当社の主要な発電所

	発　電　所　（　所　在　地　）
水　　力	本道寺，八久和（以上山形県）， 本名，上田，第二沼沢，宮下，柳津（以上福島県）， 豊実（新潟県）
火　　力	八戸（青森県），秋田，能代（以上秋田県）， 仙台，新仙台（以上宮城県），原町（福島県）， 新潟，東新潟（以上新潟県）
地　　熱	葛根田（岩手県），上の岱，澄川（以上秋田県）， 柳津西山（福島県）
原　子　力	東通（青森県），女川（宮城県）
内　燃　力	両津（新潟県）

（注）　内燃力発電所は，2020年４月１日付で吸収分割により東北電力ネットワーク株式会社の発電所となりました。

⑶ 重要な子会社の主要な事業所

会社名	事業所（所在地）
酒田共同火力発電株式会社	本店（酒田市）
日本海エル・エヌ・ジー株式会社	本店（新潟県北蒲原郡聖籠町）
東北インテリジェント通信株式会社	本店（仙台市）
株式会社ユアテック	本店（仙台市）
東北自然エネルギー株式会社	本店（仙台市）
ＴＤＧビジネスサポート株式会社	本店（仙台市）
東日本興業株式会社	本店（仙台市）
東北発電工業株式会社	本店（仙台市）
東北エネルギーサービス株式会社	本店（仙台市）
東北電力エナジートレーディング株式会社	本店（東京都千代田区）
東北天然ガス株式会社	本店（仙台市）

（注） 当社は，2020年４月１日付で一般送配電事業等を吸収分割により東北電力ネットワーク株式会社に承継させました。同日現在の同社の状況は次のとおりです。

会社名	事業所（所在地）
東北電力ネットワーク株式会社	本店（仙台市）

９．従業員の状況（2020年3月31日現在）

事業の種類	従業員数	前年度末比増減
電気事業	12,825 名	131 名 減
その他の事業	12,045	31 減
合計	24,870	162 減

（注） 「従業員数」は，出向者，休職者等を除いた就業人員を記載したものであります。

10. 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	億円
株式会社日本政策投資銀行	3,118
株式会社みずほ銀行	1,862
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,274
日本生命保険相互会社	1,002
株式会社三井住友銀行	725

Ⅱ　株式に関する事項（2020年3月31日現在）

1．発行可能株式総数

10億株

2．発行済株式の総数

5億288万2,585株

3．株　主　数

17万3,712名

4．大　株　主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,797	6.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	29,293	5.87
東北電力従業員持株会	14,593	2.92
日本生命保険相互会社	13,727	2.75
株式会社みずほ銀行	13,288	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	10,172	2.04
高知信用金庫	9,627	1.93
JP MORGAN CHASE BANK 385151	8,374	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	7,731	1.55
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,677	1.34

（注）　持株比率は，自己株式（3,532,836株）を控除して計算しております。

Ⅲ　会社役員に関する事項

1．取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
海　輪　　誠	取締役会長	一般社団法人東北経済連合会会長 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役
原　田　宏　哉	取締役社長　社長執行役員	
坂　本　光　弘	取締役副社長　副社長執行役員 （送配電カンパニー長）	
岡　信　愼　一	取締役副社長　副社長執行役員 （コーポレート担当，IR担当，デジタルイノベーション担当）	
増　子　次　郎	取締役副社長　副社長執行役員 （原子力本部長，ＱＭＳ管理責任者）	
樋　口　康　二　郎	取締役副社長　副社長執行役員 （CSR担当，コンプライアンス推進担当，原子力本部長代理）	株式会社ユアテック取締役
山　本　俊　二	取　締　役　常務執行役員 （ビジネスサポート本部長，原子力本部副本部長）	株式会社ユアテック監査役
阿　部　俊　徳	取　締　役　常務執行役員 （発電・販売カンパニー長）	
八　代　浩　久	取　締　役　常務執行役員 （コーポレート担当，原子力本部副本部長，支店統轄）	
伊　東　裕　彦	取　締　役　常務執行役員 （発電・販売カンパニー長代理）	
近　藤　史　朗	取　締　役	
小　縣　方　樹	取　締　役	
上　條　　努	取　締　役	
加　藤　公　樹	取　締　役　監査等委員（常勤）	
宇　野　郁　夫	取　締　役　監査等委員	
馬　場　千　晴	取　締　役　監査等委員	
宮　原　育　子	取　締　役　監査等委員	

（注）1．代表取締役は，取締役海輪誠，同原田宏哉，同坂本光弘，同岡信愼一，同増子次郎および同樋口康二郎であります。
2．取締役近藤史朗，同小縣方樹および同上條努は，いずれも会社法第２条第15号に定める社外取締役であり，また，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
3．監査等委員である取締役宇野郁夫，同馬場千晴および同宮原育子は，いずれも会社法第２条第15号に定める社外取締役であり，また，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
4．取締役（監査等委員であるものを除く。）および監査等委員である取締役宮原育子は，いずれも2019年６月26日開催の第95回定時株主総会において選任されたものであります。
5．取締役田苗博および同長谷川登は，いずれも2019年６月26日退任いたしました。
6．監査等委員である取締役藤原作弥は，2019年６月26日辞任いたしました。
7．取締役坂本光弘は，2020年３月31日辞任いたしました。
8．取締役原田宏哉は，2020年４月１日代表権のない取締役になりました。
9．取締役山本俊二は，2020年４月１日代表取締役に就任いたしました。
10．取締役の地位および担当については，2020年４月１日付で次のとおり変更しております。

氏　　名	地位および担当
樋口　康二郎	取締役社長　社長執行役員
岡　信　愼　一	取締役副社長　副社長執行役員 （コーポレート担当，CSR担当，IR担当，デジタルイノベーション担当）
山　本　俊　二	取締役副社長　副社長執行役員 （コンプライアンス推進担当，ビジネスサポート本部長）
原　田　宏　哉	取　締　役

11．取締役樋口康二郎は，2020年３月31日株式会社ユアテックの取締役を退任いたしました。
12．監査等委員である取締役馬場千晴は，みずほ信託銀行株式会社の代表取締役副社長等を歴任しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
13．経営会議等重要な諸会議への出席，業務執行部門からの職務執行状況の聴取，事業所への往査，内部監査部門との連携等を日常的に実施することにより，監査・監督機能の実効性を高めるため，監査等委員である取締役加藤公樹を常勤の監査等委員に選定しております。
14．社外役員の重要な兼職の状況等については，後記「３．社外役員の重要な兼職の状況等および主な活動状況」に記載しております。

2. 取締役の報酬等の額

	報　　酬		株式報酬型ストックオプション	
	支給人数	支給額	支給人数	支給額
取　締　役 （監査等委員であるものを除く。）	15 名	328 百万円	10 名	92 百万円
監査等委員である 取　締　役	5	62	－	－

（注）1．2020年３月31日現在の取締役の人数は，取締役（監査等委員であるものを除く。）13名（うち社外取締役３名），監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）でありますが，上記の報酬等には，2019年６月26日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）２名および辞任した監査等委員である取締役１名を含んでおります。
2．当年度に係る取締役賞与につきましては，支給しないことといたしました。
3．上記のうち，社外役員７名に対する報酬等の総額は，72百万円であります。
4．取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額につきましては，客観性・透明性を確保する観点から，複数の独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において審議しております。
5．株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります（2018年６月27日開催の第94回定時株主総会決議）。

［報酬］

取締役（監査等委員であるものを除く。）	月額43百万円以内
監査等委員である取締役	月額12百万円以内

［株式報酬型ストックオプション］

取締役（監査等委員であるものを除く。）	１事業年度当たり180百万円以内

3. 社外役員の重要な兼職の状況等および主な活動状況

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等（2020年3月31日現在）

	氏　名	重要な兼職の状況
取締役 （監査等委員であるものを除く。）	小縣　方樹	東日本旅客鉄道株式会社取締役副会長
	上條　努	田辺三菱製薬株式会社社外取締役 株式会社帝国ホテル社外取締役
監査等委員である取締役	宇野　郁夫	富士急行株式会社社外取締役 小田急電鉄株式会社社外監査役
	馬場　千晴	株式会社りそなホールディングス社外取締役 株式会社ミライト・ホールディングス社外取締役
	宮原　育子	宮城学院女子大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科 教授・学部長

（注）1．取締役上條努は，2020年３月27日サッポロホールディングス株式会社の取締役会長を退任いたしました。
2．監査等委員である取締役宮原育子は，2020年３月31日宮城学院女子大学現代ビジネス学部　学部長を退任いたしました。
3．　当社は東日本旅客鉄道株式会社，田辺三菱製薬株式会社および宮城学院女子大学との間に電力供給の取引等があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

	氏　名	主な活動状況
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	近藤　史朗	当年度開催の取締役会12回すべてに出席し，主に経営者としての豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	小縣　方樹	当年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し，主に経営者としての豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	上條　　努	当年度開催の取締役会12回すべてに出席し，主に経営者としての豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査等委員である 取締役	宇野　郁夫	当年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し，また，当年度開催の監査等委員会12回すべてに出席し，主に経営者としての豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	馬場　千晴	当年度開催の取締役会12回すべてに出席し，また，当年度開催の監査等委員会12回すべてに出席し，主に金融に関する豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	宮原　育子	就任以降，当年度開催の取締役会10回すべてに出席し，また，就任以降，当年度開催の監査等委員会10回すべてに出席し，主に学識経験者としての豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(注)　監査等委員である取締役宮原育子は，2019年６月26日就任いたしました。

４．責任限定契約の内容の概要

当社は，会社法第427条第１項の規定により，取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に，同法第423条第１項の取締役の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

Ⅳ　会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．会計監査人の報酬等の額

		百万円
①	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	231
②	上記の合計額のうち，当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	97

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので，②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2．監査等委員会は，取締役，社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて，会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果，適切であると判断したため，会計監査人の報酬等につき，会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．非監査業務の内容

当社は，会計監査人に対して，公認会計士法第２条第１項の業務以外に，「収益認識に関する会計基準」に関する助言業務を依頼しております。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は，会計監査人が会社法第340条第１項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は，監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する。

監査等委員会は，上記の場合のほか，会計監査人の独立性および監査品質等を勘案して，会計監査人として適当でないと判断した場合は，会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

－メモ－

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**3,679,082**	**固定負債**	**2,457,197**
電気事業固定資産	**2,504,659**	社債	865,000
水力発電設備	187,035	長期借入金	1,190,302
汽力発電設備	402,870	災害復旧費用引当金	5,061
原子力発電設備	254,447	退職給付に係る負債	189,968
送電設備	589,116	資産除去債務	165,848
変電設備	255,044	再評価に係る繰延税金負債	1,330
配電設備	670,135	その他	39,685
業務設備	118,187		
その他の電気事業固定資産	27,821	**流動負債**	**1,001,724**
その他の固定資産	**226,872**	1年以内に期限到来の固定負債	372,388
固定資産仮勘定	**403,472**	支払手形及び買掛金	144,616
建設仮勘定及び除却仮勘定	357,778	未払税金	33,253
原子力廃止関連仮勘定	24,451	諸前受金	205,984
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	21,243	災害復旧費用引当金	2,613
核燃料	**174,331**	その他	242,869
装荷核燃料	30,591		
加工中等核燃料	143,740	**負債合計**	**3,458,921**
投資その他の資産	**369,745**		
長期投資	99,462	**株主資本**	**809,454**
退職給付に係る資産	3,844	資本金	251,441
繰延税金資産	159,568	資本剰余金	22,390
その他	107,199	利益剰余金	542,187
貸倒引当金(貸方)	△ 328	自己株式	△ 6,564
流動資産	**644,017**	**その他の包括利益累計額**	**△ 18,332**
現金及び預金	244,010	その他有価証券評価差額金	197
受取手形及び売掛金	224,649	繰延ヘッジ損益	△ 618
たな卸資産	67,374	土地再評価差額金	△ 895
その他	108,450	為替換算調整勘定	△ 288
貸倒引当金(貸方)	△ 466	退職給付に係る調整累計額	△ 16,727
		新株予約権	**1,120**
		非支配株主持分	**71,935**
		純資産合計	**864,177**
合計	**4,323,099**	**合計**	**4,323,099**

連 結 損 益 計 算 書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**2,130,018**	**営業収益**	**2,246,369**
電気事業営業費用	1,916,492	電気事業営業収益	2,022,251
その他事業営業費用	213,525	その他事業営業収益	224,117
営業利益	**(116,350)**		
営業外費用	**25,108**	**営業外収益**	**8,724**
支払利息	17,331	受取配当金	943
その他	7,777	受取利息	224
		有価証券売却益	3,249
		持分法による投資利益	534
		その他	3,773
当期経常費用合計	**2,155,127**	**当期経常収益合計**	**2,255,093**
当期経常利益	**99,966**		
特別損失	**6,198**		
財産偶発損	550		
災害特別損失	5,648		
税金等調整前当期純利益	**93,768**		
法人税等	**28,702**		
法人税等	20,414		
法人税等調整額	8,287		
当期純利益	**65,065**		
非支配株主に帰属する当期純利益	**1,991**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**63,074**		

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**3,528,852**	**固定負債**	**2,375,975**
電気事業固定資産	**2,548,779**	社債	865,000
水力発電設備	169,641	長期借入金	1,173,247
汽力発電設備	387,122	長期未払債務	643
原子力発電設備	255,458	リース債務	8,138
内燃力発電設備	9,727	関係会社長期債務	5,696
新エネルギー等発電設備	10,249	退職給付引当金	130,225
送電設備	606,147	災害復旧費用引当金	5,061
変電設備	264,825	資産除去債務	165,136
配電設備	719,369	雑固定負債	22,826
業務設備	125,735	**流動負債**	**903,091**
貸付設備	501	1年以内に期限到来の固定負債	365,251
附帯事業固定資産	**2,154**	買掛金	81,228
事業外固定資産	**5,610**	未払金	52,221
固定資産仮勘定	**384,469**	未払費用	85,357
建設仮勘定	337,353	未払税金	21,115
除却仮勘定	1,421	預り金	30,111
原子力廃止関連仮勘定	24,451	関係会社短期債務	59,021
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	21,243	諸前受金	205,310
核燃料	**174,331**	災害復旧費用引当金	2,588
装荷核燃料	30,591	雑流動負債	884
加工中等核燃料	143,740	**負債合計**	**3,279,067**
投資その他の資産	**413,505**		
長期投資	79,058	**株主資本**	**683,583**
関係会社長期投資	213,818	資本金	251,441
長期前払費用	7,913	資本剰余金	26,657
繰延税金資産	112,807	資本準備金	26,657
貸倒引当金(貸方)	△ 92	利益剰余金	412,131
流動資産	**433,925**	利益準備金	62,860
現金及び預金	126,485	その他利益剰余金	349,271
売掛金	177,363	海外投資等損失準備金	3
諸未収入金	71,393	繰越利益剰余金	349,268
貯蔵品	47,269	自己株式	△ 6,646
前払費用	841	**評価・換算差額等**	**△ 993**
関係会社短期債権	1,950	その他有価証券評価差額金	△ 569
雑流動資産	8,880	繰延ヘッジ損益	△ 424
貸倒引当金(貸方)	△ 257	**新株予約権**	**1,120**
		純資産合計	**683,710**
合計	**3,962,777**	**合計**	**3,962,777**

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**1,937,952**	**営業収益**	**2,031,978**
電気事業営業費用	**1,925,999**	**電気事業営業収益**	**2,018,828**
水力発電費	34,538	電灯料	560,531
汽力発電費	470,122	電力料	800,787
原子力発電費	100,986	地帯間販売電力料	48,221
内燃力発電費	8,302	他社販売電力料	284,214
新エネルギー等発電費	7,530	託送収益	68,122
地帯間購入電力料	48,553	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	498
他社購入電力料	579,038	事業者間精算収益	10,094
送電費	78,795	再エネ特措法交付金	226,571
変電費	51,611	電気事業雑収益	19,706
配電費	168,338	貸付設備収益	80
販売費	44,309		
貸付設備費	4		
一般管理費	118,485		
接続供給託送料	2,288		
原子力廃止関連仮勘定償却費	63		
再エネ特措法納付金	165,205		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	2,651		
電源開発促進税	28,816		
事業税	16,759		
電力費振替勘定（貸方）	△ 402		
附帯事業営業費用	**11,952**	**附帯事業営業収益**	**13,150**
ガス供給事業営業費用	11,694	ガス供給事業営業収益	12,861
熱供給事業営業費用	258	熱供給事業営業収益	288
営業利益	**(94,026)**		
営業外費用	**23,367**	**営業外収益**	**7,354**
財務費用	**17,887**	**財務収益**	**5,588**
支払利息	17,148	受取配当金	5,447
社債発行費	738	受取利息	140
事業外費用	**5,480**	**事業外収益**	**1,765**
固定資産売却損	20	固定資産売却益	153
雑損失	5,459	雑収益	1,611
当期経常費用合計	**1,961,320**	**当期経常収益合計**	**2,039,333**
当期経常利益	**78,013**		
特別損失	**5,820**		
財産偶発損	468		
災害特別損失	5,351		
税引前当期純利益	**72,193**		
法人税等	**20,533**		
法人税等	12,102		
法人税等調整額	8,431		
当期純利益	**51,659**		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年５月１４日

東北電力株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 関口　茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤森夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 有倉大輔 ㊞

監査意見
当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，東北電力株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，東北電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を，全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は，「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は，我が国における職業倫理に関する規定に従って，会社及び連結子会社から独立しており，また，監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり，経営者は，継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は，財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は，監査人が実施した監査に基づいて，全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て，監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は，不正又は誤謬により発生する可能性があり，個別に又は集計すると，連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に，重要性があると判断される。
　監査人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って，監査の過程を通じて，職業的専門家としての判断を行い，職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し，評価する。また，重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し，実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，監査人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性，並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか，また，入手した監査証拠に基づき，継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は，監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること，又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は，連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は，監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが，将来の事象や状況により，企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに，関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示，構成及び内容，並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために，会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は，連結計算書類の監査に関する指示，監督及び実施に関して責任がある。監査人は，単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は，監査等委員会に対して，計画した監査の範囲とその実施時期，監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項，及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は，監査等委員会に対して，独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと，並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項，及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年５月１４日

東北電力株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 関口　茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤森夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 有倉大輔 ㊞

監査意見
当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，東北電力株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第96期事業年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は，上記の計算書類等が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を，全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は，「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は，我が国における職業倫理に関する規定に従って，会社から独立しており，また，監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
注記事項「８．その他の注記（２）共通支配下の取引等」に記載されているとおり，会社は，2020年４月１日付けで，一般送配電事業及び離島における発電事業等を，会社分割の方法によって東北電力ネットワーク株式会社に承継させた。
当該事項は，当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり，経営者は，継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は，財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は，監査人が実施した監査に基づいて，全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て，監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は，不正又は誤謬により発生する可能性があり，個別に又は集計すると，計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に，重要性があると判断される。

監査人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って，監査の過程を通じて，職業的専門家としての判断を行い，職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し，評価する。また，重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し，実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，監査人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性，並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか，また，入手した監査証拠に基づき，継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は，監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること，又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は，計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は，監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが，将来の事象や状況により，企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに，関連する注記事項を含めた計算書類等の表示，構成及び内容，並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は，監査等委員会に対して，計画した監査の範囲とその実施時期，監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項，及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は，監査等委員会に対して，独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと，並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項，及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は，2019年４月１日から2020年３月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は，会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け，必要に応じて説明を求め，意見を表明するとともに，下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上，重要な会議に出席し，取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決定書等を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また，子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書，計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

２０２０年５月15日

東北電力株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）	加　藤　公　樹　㊞
監査等委員	宇　野　郁　夫　㊞
監査等委員	馬　場　千　晴　㊞
監査等委員	宮　原　育　子　㊞

（注）監査等委員宇野郁夫，馬場千晴および宮原育子は，会社法第２条第15号および第331条第６項に定める社外取締役であります。

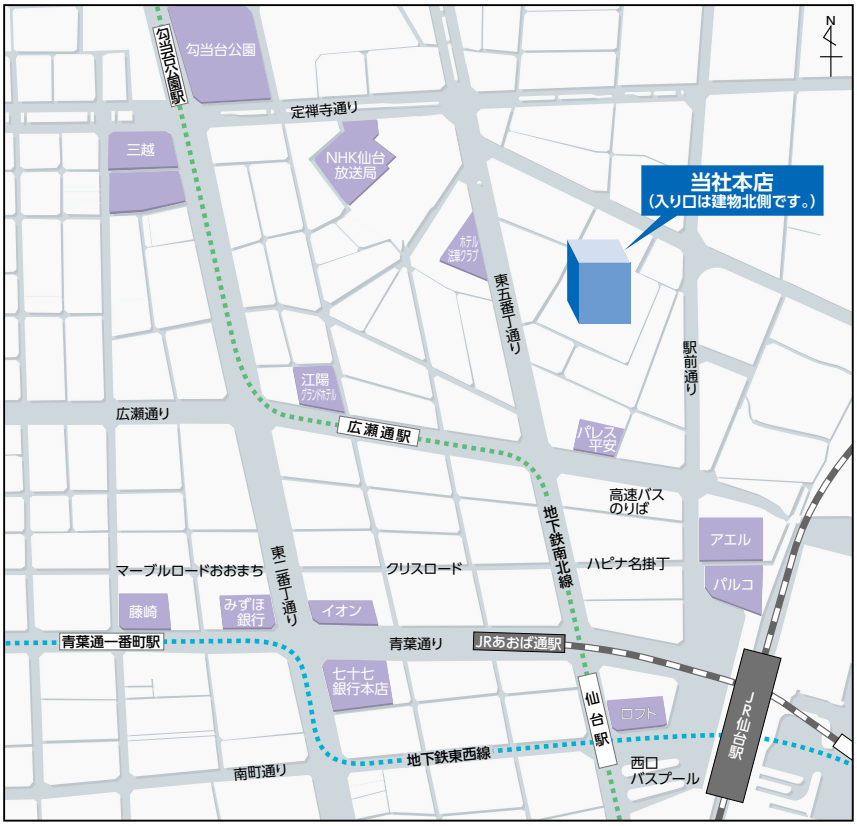
以　上

株主総会会場ご案内

会　場　　仙台市青葉区本町一丁目７番１号 当社本店

※開催会場が昨年と異なりますので，お間違えのないよう
お願いいたします。

会場付近略図



○駐車場はご利用いただけませんので，公共交通機関等をご利用願います。

交　通

ＪＲ線	仙台駅から徒歩約10分
ＪＲ仙石線	あおば通駅から徒歩約10分
地下鉄南北線	広瀬通駅から徒歩約９分（最寄りの出口は東２）
	仙台駅から徒歩約10分（最寄りの出口は北６）
	勾当台公園駅から徒歩約13分（最寄りの出口は南４）
地下鉄東西線	仙台駅から徒歩約10分（最寄りの出口は北６）

UD FONT
VEGETABLE OIL INK